

守谷市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月
守谷市

はじめに

現在、日本では人口の減少，少子化や核家族化による家族形態の変化，地域社会とのつながりの希薄化などにより生活環境が大きく変化しております。

子どもを取り巻く環境としては，虐待や子育て放棄による事件が全国で後を絶たず，新聞やテレビで報道されております。また，一方で子育てに不安や孤立感を感じる家族も多く，就労形態の多様化により保育ニーズもさまざまな形になっております。



安心して子育てができる環境を整えるためには，社会全体で支援する必要があり，子育て支援における新しい支え合いの仕組みをつくることが求められます。

国では，平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し，幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援を総合的に推進するものとして，子ども・子育て支援新制度が制度化されました。これにより，共通の仕組みが構築され，市町村では計画的に地域の子育て基盤を整備することとなりました。

このような状況のもと，市においても守谷市次世代育成支援対策行動計画【後期計画】「のびゆく守谷子ども未来プラン」の基本理念を引き継ぎ，子ども・子育て支援法に基づく市における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として「守谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画の策定にあたり，子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ，当市においては，特に「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」として，保育士の処遇改善・資質向上のための研修を充実させるための財政的支援，幼稚園型認定こども園への保育が必要な子どもの受け入れ及び保育所や幼稚園等での一時預かりの受け入れの促進を図ってまいります。また，教育機関との連携については，保育所，幼稚園，小学校が連携して保育・授業参観，合同研修会など子どもと教員や職員が交流学习を通じて切れ目のない支援と円滑な移行ができるよう今後も進めてまいります。

そして，子育て世帯が利用できる場所の確保を進めるなど，子育てをする家庭への支援を行い，ホームページ等の情報媒体を利用し，市民の皆様に子育てに関する情報の提供に努めてまいります。

おわりに，計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました守谷市保健福祉審議会委員の皆様，守谷市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査及びパブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

守谷市長 会 田 真 一

目 次

第 1 部 計画策定にあたって	1
第 1 章 計画の基本的性格	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 策定体制.....	3
第 2 章 計画の基本的考え方	4
1 計画の基本理念.....	4
2 基本的視点.....	5
3 基本目標.....	6
4 本計画における主な取組.....	7
第 2 部 守谷市における子ども・子育て支援の現状	11
第 1 章 子どもと家庭を取り巻く現状	11
1 守谷市の人口・世帯の状況.....	11
2 守谷市の子育て家庭を取り巻く現状.....	18
第 2 章 子ども・子育て支援事業の現状	22
1 教育・保育サービス利用の現状.....	22
第 3 部 守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要	27
第 1 章 新制度における事業の概要	27
1 新制度の事業の全体像.....	27
2 保育認定について.....	31
第 2 章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計	33
1 推計の手順.....	33
2 家庭類型（現状・潜在）.....	34
3 施設型給付・地域型保育給付の展開にあたっての考え方.....	36
4 教育・保育量の見込み.....	37
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	38
第 4 部 施設型・地域型保育給付等事業計画	39
第 1 章 施設型給付・地域型保育給付	39
1 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）.....	39
2 2号認定（保育ニーズ）.....	40
3 3号認定.....	40

第5部 地域子ども・子育て支援事業計画	41
第1章 相談支援	41
1 地域子育て支援拠点事業	41
第2章 訪問系事業	42
1 乳児家庭全戸訪問事業	42
2 養育支援訪問事業	42
第3章 通所系事業	43
1 子育て短期支援事業	43
2 一時預かり事業	43
3 延長保育事業	44
4 病後児保育事業	45
5 放課後子ども総合プラン	46
6 放課後子ども教室事業（子ども教室）	46
7 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	47
第4章 その他の事業	48
1 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	48
2 妊婦一般健康診査事業	48
第6部 計画の推進体制	49
第1章 計画の推進体制	49
1 計画の推進	49
2 計画の進行管理	49
付属資料	51
1 守谷市保健福祉審議会委員名簿	51
2 守谷市保健福祉審議会子ども・子育て部会委員名簿	52
3 守谷市子ども・子育て支援事業計画策定経過	53
4 守谷市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の概要	54
5 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）	55
6 保育料（利用者負担額）の構造	56
7 用語集	58

第 1 部

計画策定にあたって

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画の基本的性格

1 計画策定の背景・趣旨

これまで市では、急速な少子化への対策と、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境をつくるため、平成17年4月には次世代育成支援対策推進法に基づき「守谷市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」を、さらに平成22年4月には前期計画を継承した「守谷市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に実施し、さまざまな子育て支援施策を実施してきました。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、 「認定こども園法の一部改正法」及び「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき平成27年4月から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足などとあわせて、子ども・子育て支援の質と量の充実という課題を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

これにより、幼児期の教育・保育・子育て支援について、共通の仕組みの下で必要な財源を確保することや、市町村が計画的に地域の子育て基盤を整備することなど、制度の改善・充実が図られることとなりました。

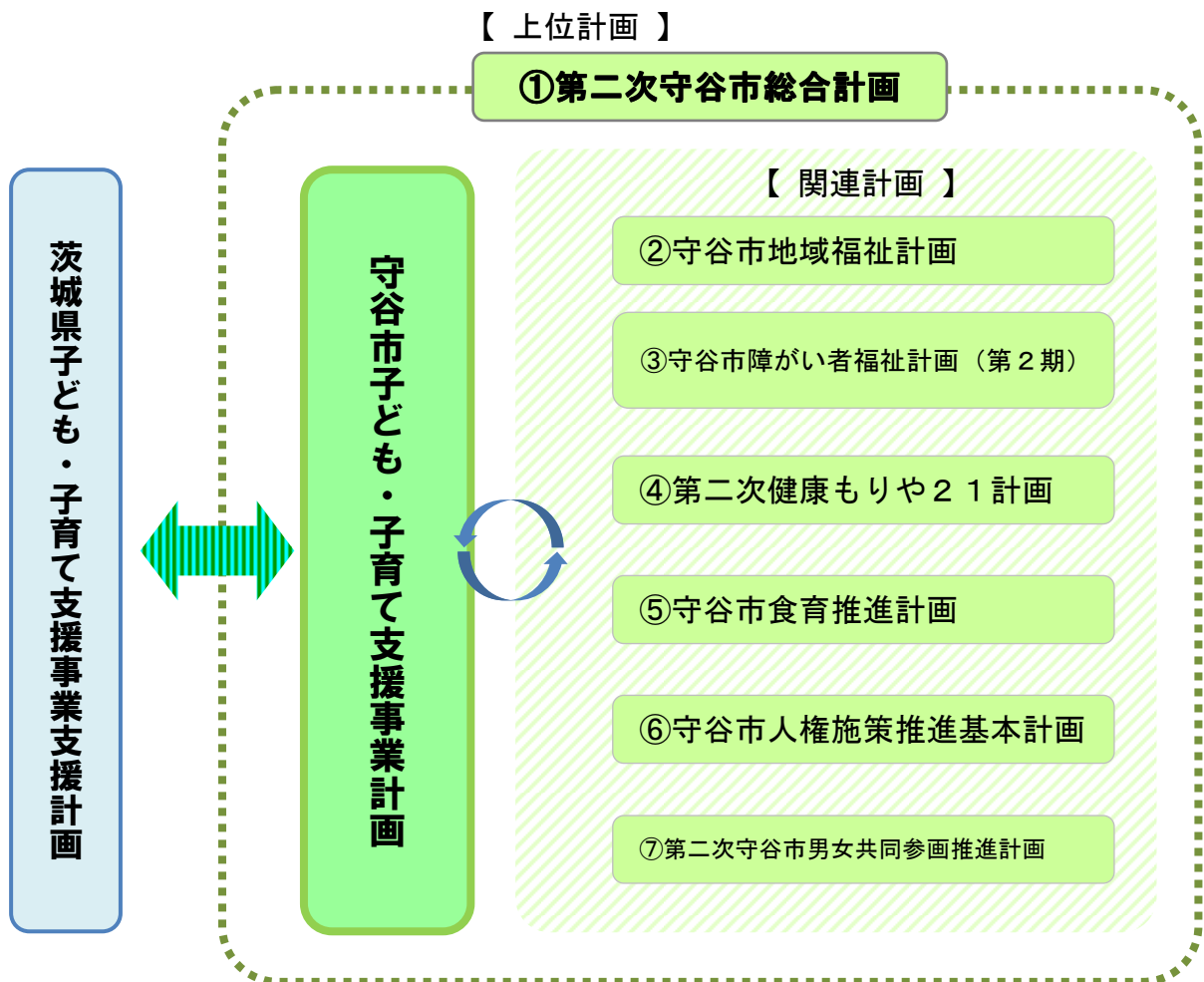
また、未婚化・非婚化・晩婚化の進行や若い世代の所得の伸び悩みなど、希望しても妊娠・出産・子育てに結実しない現状が少子化をより深刻化させており、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援が求められています。

こうしたことから、市では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」として、認定こども園の普及促進、保育士の処遇改善・資質向上のための研修の充実、「保育の量的拡大及び確保」として、認定こども園・幼稚園・保育所・家庭的保育事業等による教育・保育の確保、「地域における子ども・子育て支援の充実」として、子ども・子育てを取り巻く諸課題に取り組む子育て支援事業の充実を図り、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行に適切に対応するよう子どもたちの幼児期における健やかな育成を図っていくため、本計画において、平成27年4月から5年間の市の子ども・子育て支援の取組について定めます。

2 計画の位置づけ

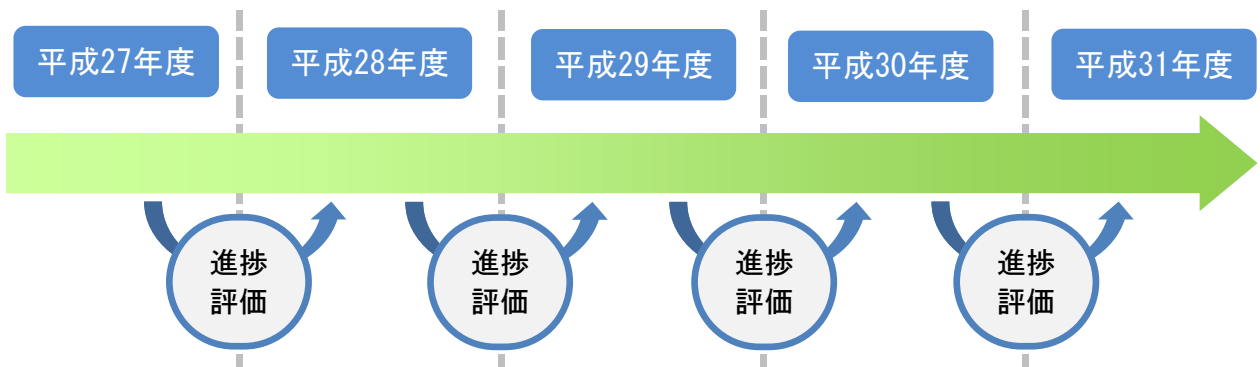
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針と市の上位計画となる「第二次守谷市総合計画」を踏まえるとともに、その他関連する福祉計画とも整合性をもたせて策定しました。



3 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。



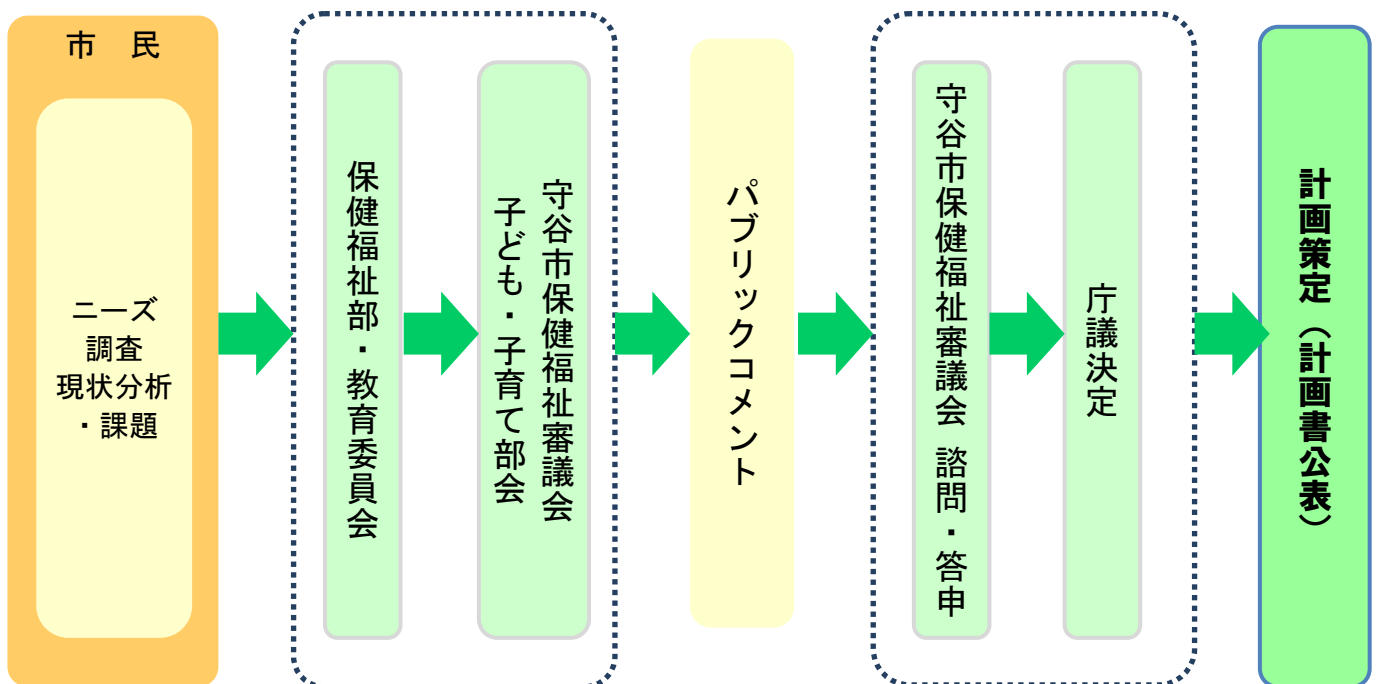
※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

4 策定体制

本計画の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、守谷市保健福祉審議会委員の中から組織した「守谷市保健福祉審議会子ども・子育て部会」を設置し、計画内容について検討しました。

さらに、子ども・子育て支援対策に関するさまざまな基礎的データを収集するため、平成25年12月に市内の子育て家庭の意向を調査し、今後見込まれるニーズを把握するとともに、計画策定のための参考としました。

■計画の策定体制図



第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

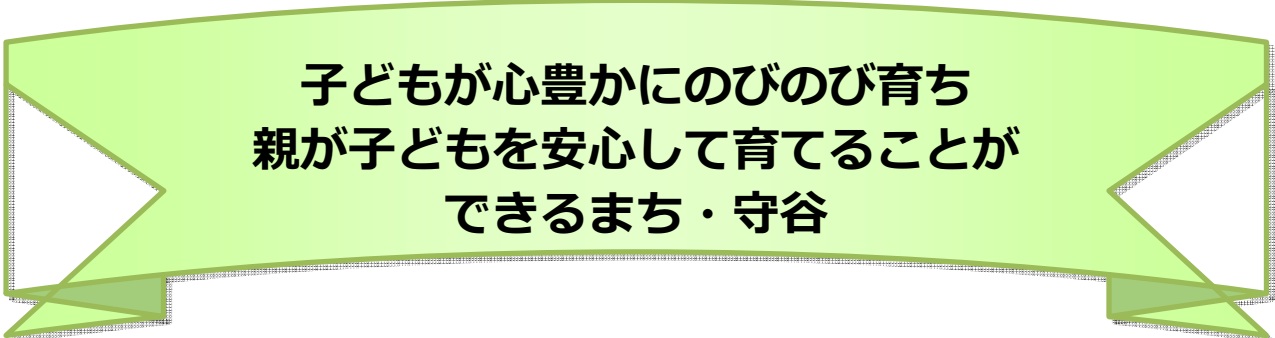
「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

未来を担う子どもたちは、人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望のひかりとなります。

子どもたちが、健やかに生まれ、そして心豊かにのびのびと成長していくとともに、親がいきいき子育てできる地域社会を築いていく必要があります。

市では、家庭や学校、地域、行政などの連携の下、子育てをする意義を見直し、どうしたら子どもを安心して生み、子育てしやすい環境になるか、子どもたちが何を求めているのか、子どもたちに何が必要なのか、市民とともに考え行動していきます。

本計画は、次世代育成支援対策後期行動計画の基本理念を受け継ぎ、施策の実施と、より一層の充実を目指します。また、守谷市地域福祉計画において謳われている子育て支援の充実の趣旨に基づき、子どもが健やかに育ち、安心して子育てできる環境を整えられるよう思いを込めて定めています。



**子どもが心豊かにのびのび育ち
親が子どもを安心して育てることが
できるまち・守谷**

2 基本的視点

子ども・子育て支援新制度においては、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大及び確保」「地域における子ども・子育て支援の充実」を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

また、守谷市次世代育成支援対策後期行動計画を継承するとともに、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、基本目標を以下のように設定します。

1 子育ての視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

2 次代の親づくりという視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

3 サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

4 社会全体による支援の視点

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の基に対策を進めていきます。

5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するよう取り組みます。

6 すべての子どもと家庭への支援の視点

福祉的援助を必要とする子どもや、虐待を受けた子どもなどに十分に配慮し、広くすべての子どもと家庭を支援します。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市民、NPO、子育てサークル、企業など地域全体が取り組むべき課題として、協働して子育て家庭を見守り、支援する視点で取り組みます。

8 サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図ります。

9 地域特性の視点

人口構造、産業構造、社会環境などの状況を踏まえて、市が主体的に取り組ま

3 基本目標

本計画の策定にあたっては、基本理念を実現するため、次の3つの目標を掲げます。

(1) 「子育て」子どもが人間性豊かにのびのびと育つまち

子どもが健やかに生まれ人間性豊かに育つことは、子どもたちにとっては重要な権利ですが、一方では、活力ある地域社会を持続していくためにも必要不可欠なことです。

そのため、子どもたちが健やかに生まれ育ち、さらには、次代の親として人間性豊かに成長できるよう、のびのびと子どもが育つまちづくりを目指します。

(2) 「親育ち」親が、子育てを通して喜びや希望を持つことができるまち

子育ての責任は家庭にあることが基本ですが、かつては一般的だった三世同居によるおじいちゃん、おばあちゃんの援助、血縁・地縁による助け合いも、急速に核家族化や都市化が進む本市では期待しにくい状況となっており、子育ての負担や不安は増大しています。

そのため、今後は、家庭や保育所、幼稚園、学校、地域社会、企業、行政が連携し、きめ細かな子育て支援サービスや地域による支え合いにより、親の子育ての負担を軽減しつつ、親が子育てを通して喜びや希望を持つことができるようなまちづくりを目指します。

(3) 「地域育ち」地域が、子どもの成長、親の子育てを支援できるまち

子育ては、本来親だけでなく地域社会においてするものですが、現状では地域のコミュニティが十分機能せず、一部では、親が孤立したりしています。

そのため、地域全体として、安心して子育てができるようなまちづくりを目指します。

4 本計画における主な取組

市では、本計画の3つの基本目標に即して、以下のような5つの取組を推進します。

(1) 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える地域の子育てサービス、保育サービスを提供していくほか、子育て情報の収集、提供、子育て支援団体との連携などネットワーク化を推進します。また、児童の健全育成を推進します。

【主な取組内容】

- ・地域子育て支援拠点事業
専門職員による子育て支援のための相談事業、講座の開催、遊び場の提供、サークル活動支援の充実を図ります。また、守谷駅周辺地区に子育て支援施設の設置を検討します。
- ・乳児家庭全戸訪問事業
保健センターの保健師、または母子保健推進員が乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境等の把握に努め、育児や保健指導、子育て支援の情報を提供します。
- ・養育支援訪問事業
子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭に対して、相談や育児支援の充実を図ります。
- ・子育て短期支援事業
保護者の疾病等の理由により、児童の養育が困難となった場合に養護施設で一時的に養育していきます。
- ・一時預かり事業
家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる場所の充実を図ります。
- ・病後児保育事業
病気回復期にある児童が家庭での保育や集団保育が困難な場合に、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する病後児保育の利用促進を図ります。
- ・放課後子ども教室事業（子ども教室）
小学校の施設を活用し、放課後に地域住民との交流、体験、学びを通して、子どもたちに安全かつ健全な居場所を提供し、自主性や社会性を育む事業の充実を図ります。
- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
平成27年度からは、小学校6年生まで利用できるようにします。また、黒内小学校区については、大規模な宅地開発に伴い児童数が大幅に増える見込みであるため、平成28年度に新たに建設し、平成29年度に定員を拡大します。

- ・児童センター活動の充実

南守谷児童センター，北守谷児童センターにおける各種事業を充実させ，地域との交流等も含め子どもたちが安心して遊べる場所を提供し，児童の健全な育成の充実を図ります。

- ・家庭児童相談事業

18歳までの子どもに関する家庭における適正な児童育成，家庭福祉向上を図るため，市民交流プラザにおいて児童相談・指導の充実を図ります。

(2) 福祉的援助の必要な子どもや家庭への支援

ひとり親家庭などの自立支援，障がい児やその家庭など，福祉的援助を必要とする子どもや家庭のための支援を推進します。

【主な取組内容】

- ・母子家庭等の親への自立・就業支援

母子・父子家庭等の親への自立・就業支援相談を茨城県県南県民センターの母子自立支援員と連携して引き続き実施します。

- ・健診における早期発見

各健診において発達に遅れがあると思われる乳幼児の早期発見・早期療育に努めていきます。

- ・障がい児保育事業の充実

保育所に障がいをもつ児童を専属の保育士をつけることで受け入れ，障がいをもたない児童との統合保育の充実を図ります。

- ・障がい児の教育支援の充実

こども療育教室において，個別指導・集団指導・水泳療育訓練・各種相談など，障がいをもつ幼児に対する療育の充実を図ります。また，保育所等に訪問し，障がいをもつ児童等の支援を引き続き行います。

- ・インクルーシブ教育システム構築事業

支援の必要な児童生徒が，共に学ぶために必要な「基礎的環境整備」と「合理的な配慮」の実践事例の収集とともに，交流及び共同学習を実施し，活用した実践事例を市内に普及していきます。

※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し，障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下，障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。ここでは，障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと，自己の生活する地域において小・中学校教育の機会が与えられること，個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

(3) 仕事と子育ての両立の推進

女性の社会進出が急速に進んでいる中で、仕事を持つ母親が増えており、こうした家庭を職場、地域全体で支援していくほか、男女の働き方の見直しや男性の家事・育児参加を促進します。

【主な取組内容】

- ・仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育ての両立推進のため、保育所や認定こども園での保育サービスの充実を図ります。

ファミリーサポートセンターの一時預かり時間を1日最長4時間から8時間に延長するなど保育の充実を図ります。

- ・父親が参加できる場の提供

地域子育て支援センターや児童センターにて、父親が参加できる講座、親子食育講座、イベントの充実を図ります。

- ・男女共同参画の推進

平成27年3月に策定した第二次守谷市男女共同参画推進計画に基づき各種事業を推進します。

(4) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもが豊かな自然とふれあいながら、心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させていきます。あわせて、家庭や学校、地域社会の十分な連携の下で、人としての生き方や道徳、社会のルールを身に付け、さまざまな体験を通して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

【主な取組内容】

- ・道徳教育の充実

市の道徳教育目標である「共に生きる」思いやりの心を持ち、個性を尊重し合いながらよりよい生き方を目指すことのできる児童生徒を育成するために、中学校区ごとの道徳教育計画に基づき、道徳教育の充実を図ります。

- ・「守谷しぐさ」の啓発・実践

「守谷しぐさ」とは、守谷市民としてふさわしい日常の生活行動・立ち居ふるまい・所作について定めています。この「守谷しぐさ」を身につけ、「思いやりのある自立した青年」に成長するよう、啓発・実践に取り組みます。

- ・教育相談体制の充実

教育相談員、心の教育相談員、スクールカウンセラーによる教育相談を実施し、もりや学びの里に適応教室「はばたき」での指導員による個別支援を引き続き実施します。

- ・守谷市保幼小中高一貫教育の推進（きらめきプロジェクト）

「きらめきプロジェクト」において、守谷市保幼小連絡会（保育所・幼稚園・小学校）を開催して、保育・授業参観、合同研修会、園児・児童、教員・職員の交流学習の充実を図ります。

(5) 子どもの安全確保

子どもの交通安全対策，防犯対策の推進，児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに，犯罪やいじめ等をなくす環境を構築します。

【主な取組内容】

- ・交通安全教室の実施

幼稚園，保育所，小学校等での交通安全教室を引き続き実施します。

- ・子どもの防犯対策の充実

防犯関係団体，警察官OB，市職員等による防犯パトロール，自治会等による地域防犯パトロールや通学時の見守り等により子どもの防犯対策の充実を図ります。また，犯罪や危険から身を守るため，子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の登録数を増やします。

- ・虐待の早期発見と対応

守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の協力を得ながら，虐待を受けている児童や養育支援を必要とする家庭を早期に発見して，適切な支援の充実を図ります。また，協議会においては，内容に応じて「代表会議」「実務者会議」「個別検討会議」と段階的に開催し，虐待対応について連携の充実を図ります。

- ・虐待等に関する相談体制の充実

家庭児童相談員や虐待相談窓口の職員による相談・指導の充実を図ります。

- ・いじめ防止に対する取組

学校で行ういじめ防止は，教師からの道徳授業，話し合い活動，講師を招いてのいじめ防止教室の開催のほか，児童生徒側が自ら取り組んでいる「いじめをなくそう集会」の開催，いじめ撲滅賛同リボンの配布，ポスター制作などを実施しながら，教師，児童生徒の両面から行っており，これらをさらに充実します。

また，市保幼小中高一貫教育の中で，市内全ての学校が将来にわたって「いじめ防止」に向けて共通理解し，それを基にした取組を継続していきます。

学校だけでなく，家庭・地域が連携して，いじめ防止に向けた地域での見守り活動に取り組めます。

第2部

守谷市における子ども・子育て支援の現状

第2部 守谷市における子ども・子育て支援の現状

第1章 子どもと家庭を取り巻く現状

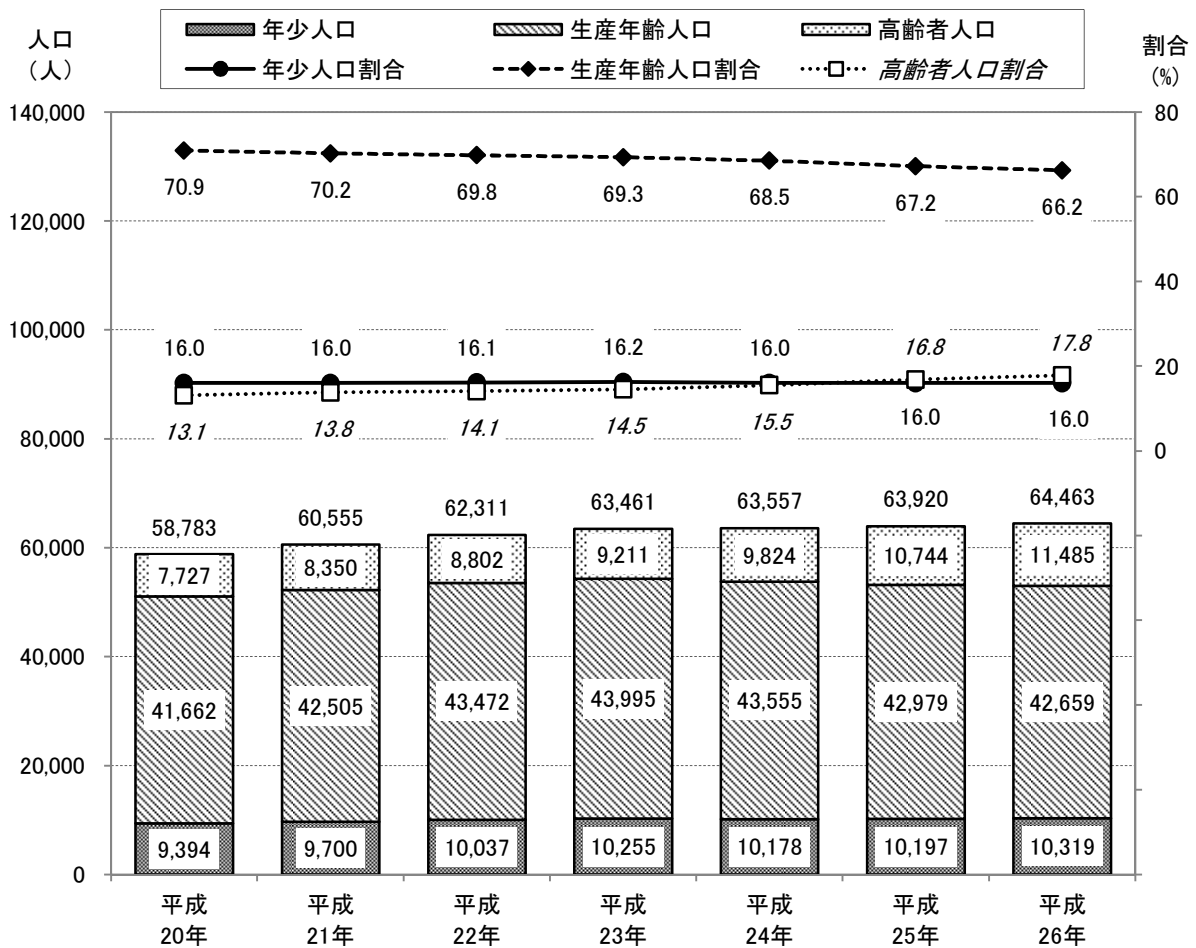
1 守谷市の人口・世帯の状況

(1) 人口

①人口の推移

市の人口は年々増加しており、平成21年に6万人を超え、平成26年4月1日現在では64,463人となっています。

図1 総人口などの推移



資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日現在）

②子どもの人口

子ども（11歳以下）の人口は平成23年まで増加傾向にありましたが、その後は横ばいとなっており、平成26年以降も8,300人前後で推移すると見込まれます。5歳以下の数は徐々に減少すると見込まれます。

図2 子どもの人口の推移（0～11歳，1歳刻み）

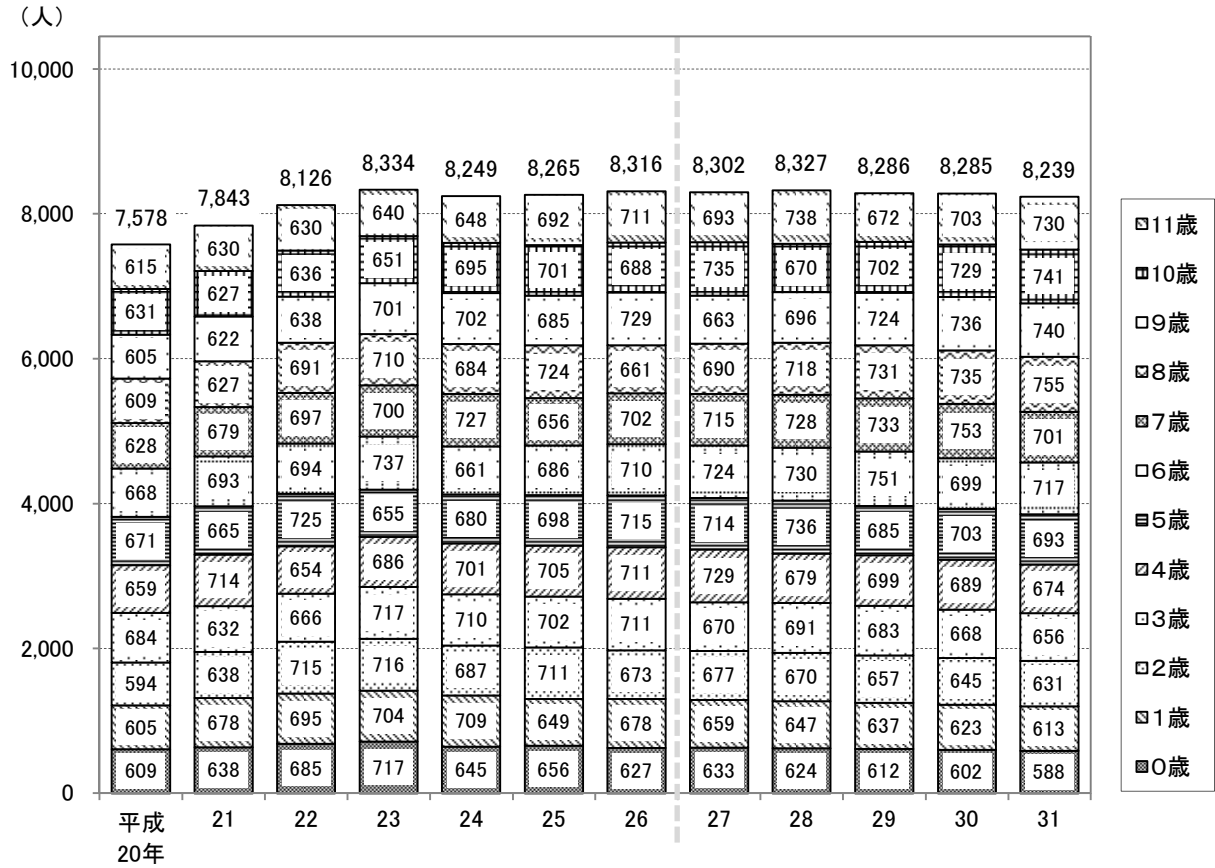


表1 子どもの人口の推移（0～11歳，5歳刻み）

(単位：人)

	平成20年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0～5歳	3,822	3,965	4,140	4,195	4,132	4,121	4,115	4,082	4,047	3,973	3,930	3,855
6～11歳	3,756	3,878	3,986	4,139	4,117	4,144	4,201	4,220	4,280	4,313	4,355	4,384
計	7,578	7,843	8,126	8,334	8,249	8,265	8,316	8,302	8,327	8,286	8,285	8,239

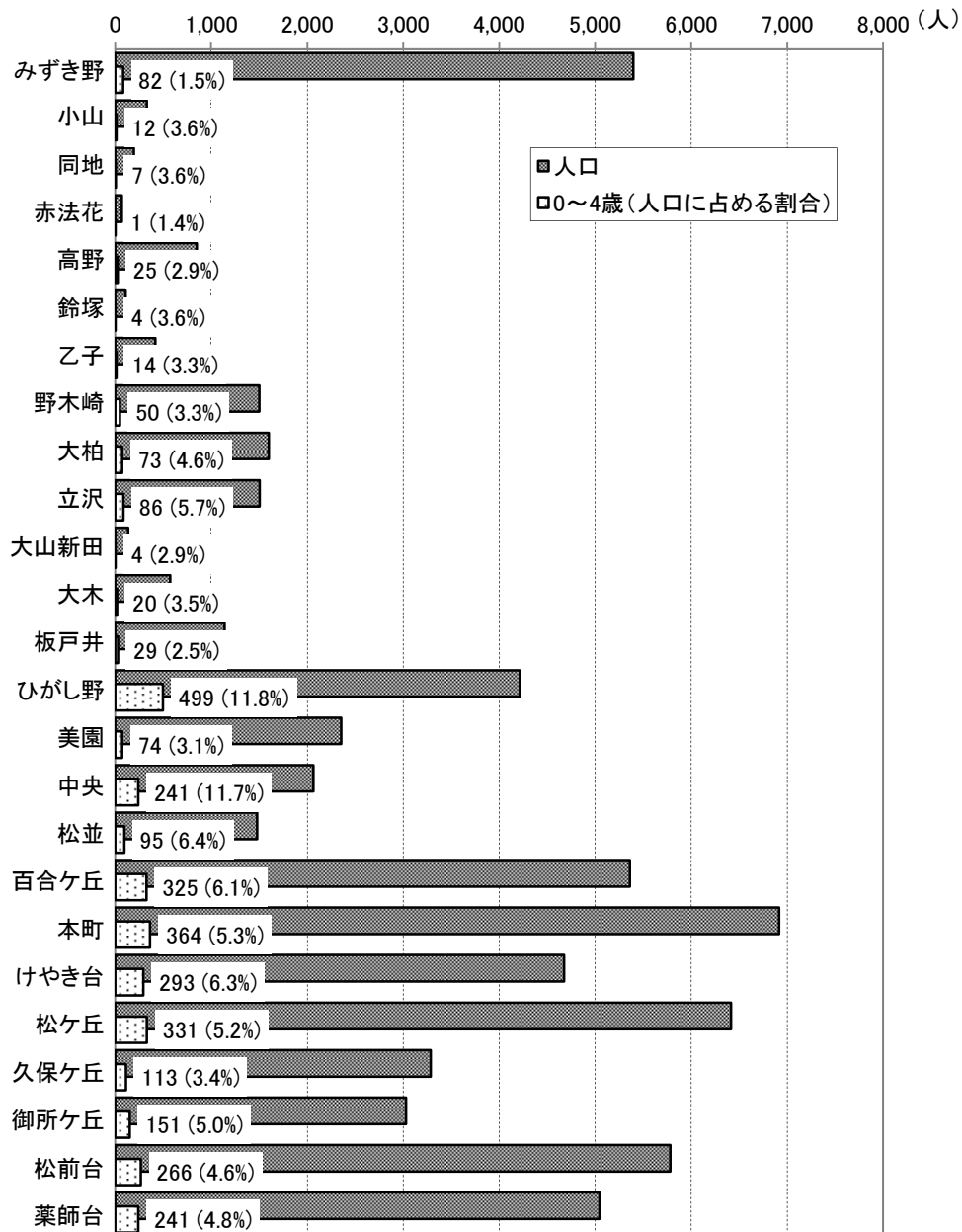
資料：平成26年までは住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日現在），
平成27年以降は平成25年までの人口を基にコーホート変化率法で推計

③地域別人口

地域別に0～4歳の人口をみると、ひがし野（499人）、本町（364人）、松ヶ丘（331人）、百合ヶ丘（325人）が300人を超えて多くなっています。

また、人口に占める割合はひがし野（11.8%）と中央（11.7%）の2地域で10%を超えており、ひがし野は0～4歳の数・人口比ともに多いことがわかります。

図3 地域別人口



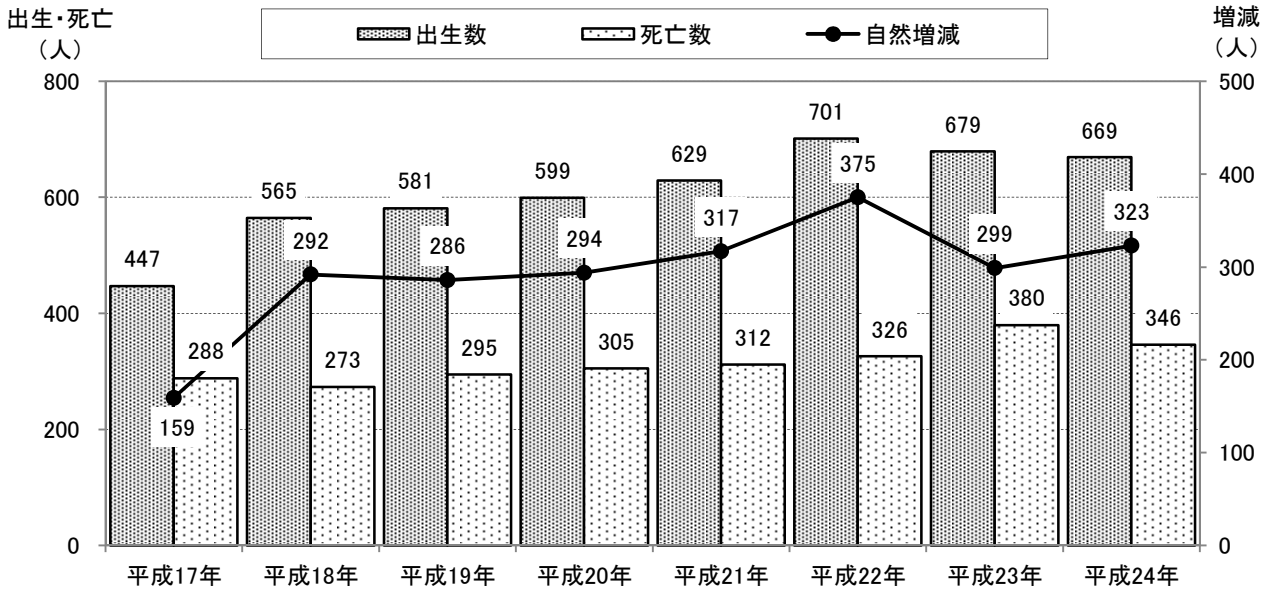
資料：住民基本台帳（平成26年4月1日現在）

④人口動態

市の出生数と死亡数の推移では、出生数が死亡数を上回って推移しており、その差である自然増減は平成18年以降300人前後の増加数を保っています。

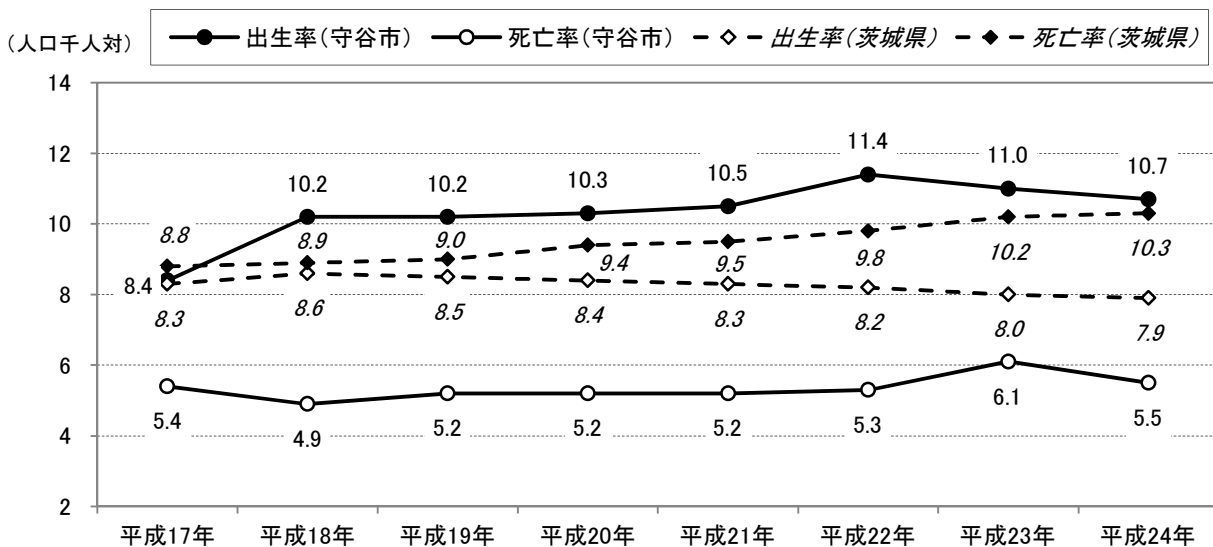
出生数と死亡数の推移では、出生率は平成18年から県平均を上回って推移していますが、平成22年から減少傾向がみられます。一方、死亡率は県平均より3～5ポイント下回っています。

図4 人口動態の推移



資料：茨城県人口動態総覧

図5 出生率と死亡率の推移

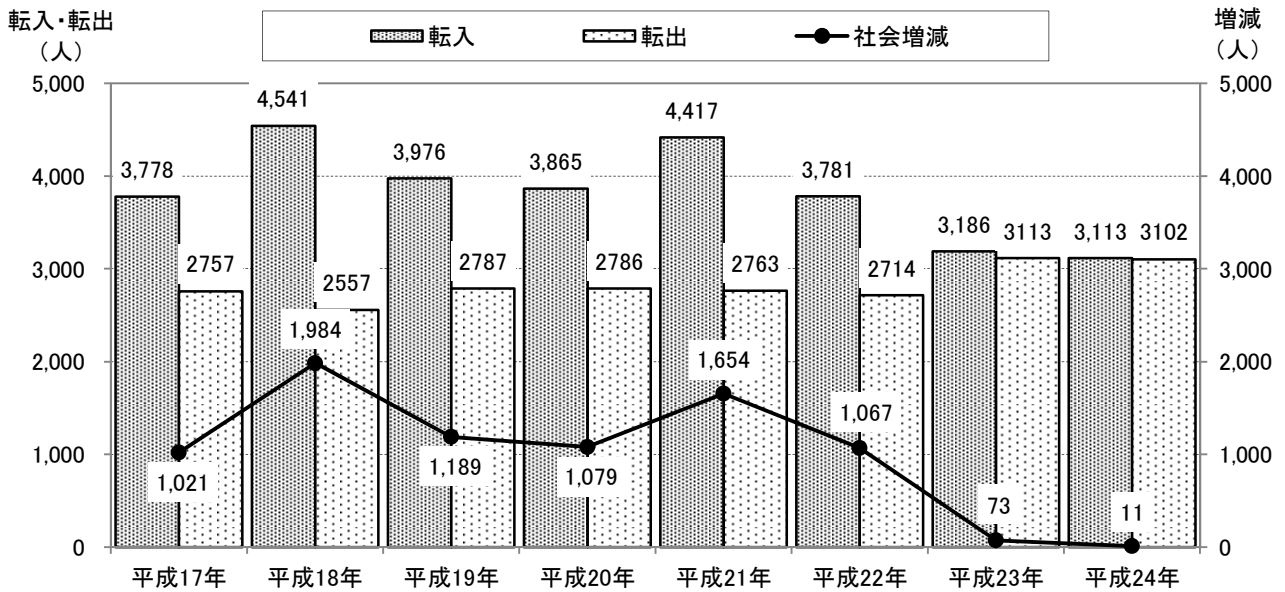


資料：茨城県人口動態総覧

⑤社会動態

転入と転出の推移では、転入と転出の差である社会増減は、平成22年までは1,000人以上の増加となっていました。平成23年に73人と増加数が一気に落ち込み、平成24年には11人と、転入と転出がほぼ同数となっています。

図6 社会動態の推移



資料：茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）

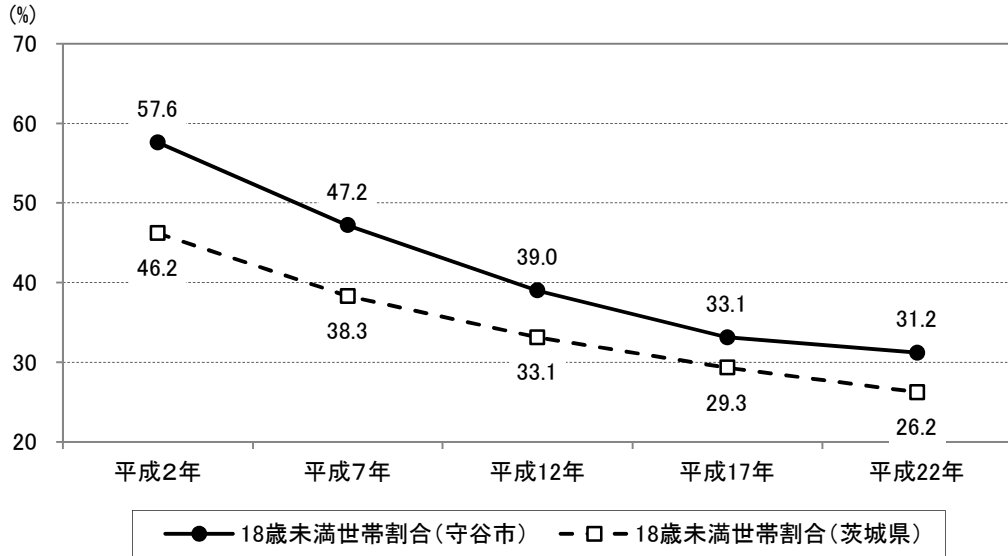
(2) 世帯

①子どもがいる世帯

一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の割合では、本市が県平均を上回った状態で、ともに減少傾向を示しており、平成2年の57.6%が平成22年には31.2%と26.4ポイント減少しています。

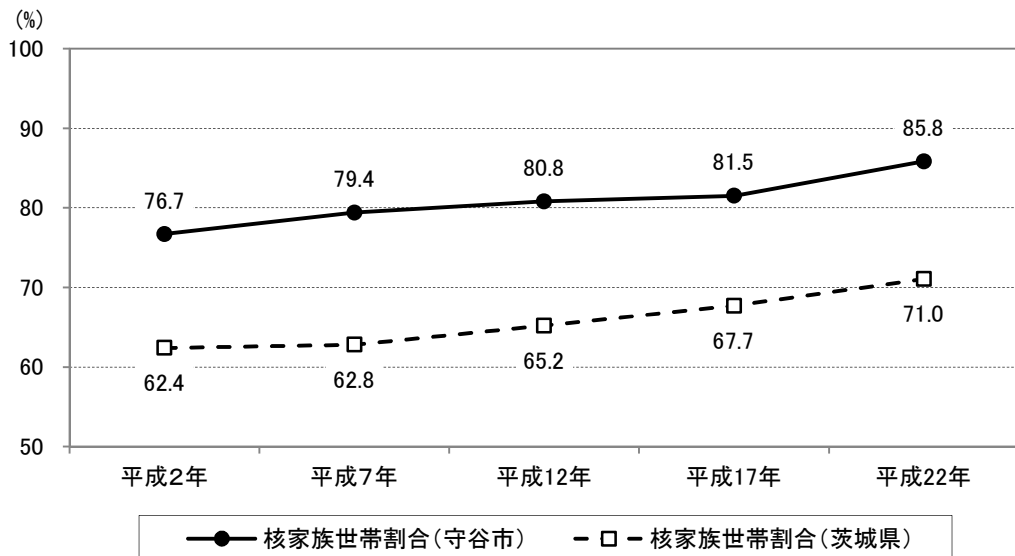
一方、18歳未満の児童がいる世帯に占める核家族の割合は増加傾向にあり、本市は県平均を上回って推移しています。

図7 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図8 18歳未満の児童のいる世帯数での核家族世帯割合

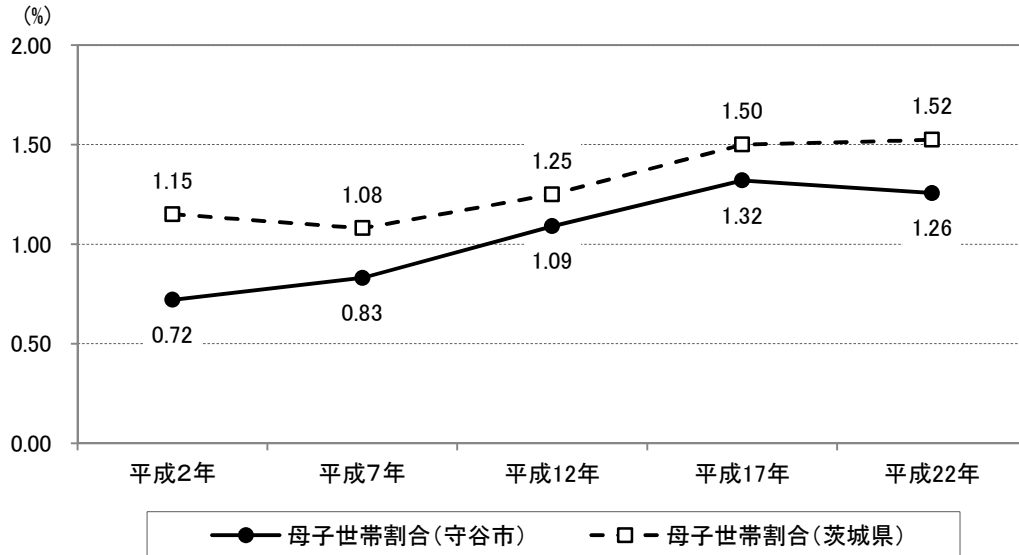


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②母子世帯・父子世帯

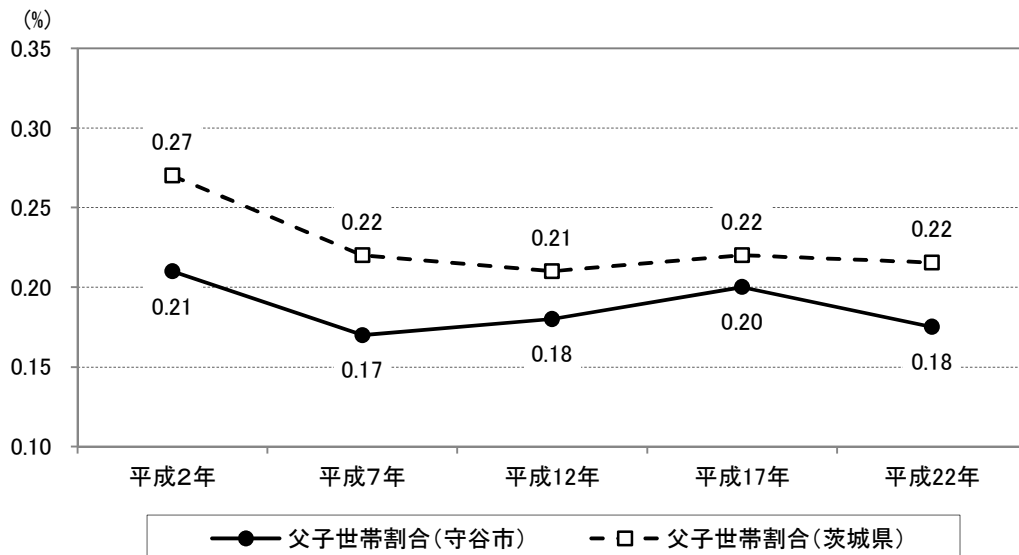
一般世帯数に占める20歳未満の子どもがいるひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の割合をみると、本市は母子世帯・父子世帯ともに県平均を下回っており、平成17年までは上昇傾向にありましたが、平成22年では減少しています。

図9 一般世帯に占める20歳未満の子どもがいる母子世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図10 一般世帯に占める20歳未満の子どもがいる父子世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

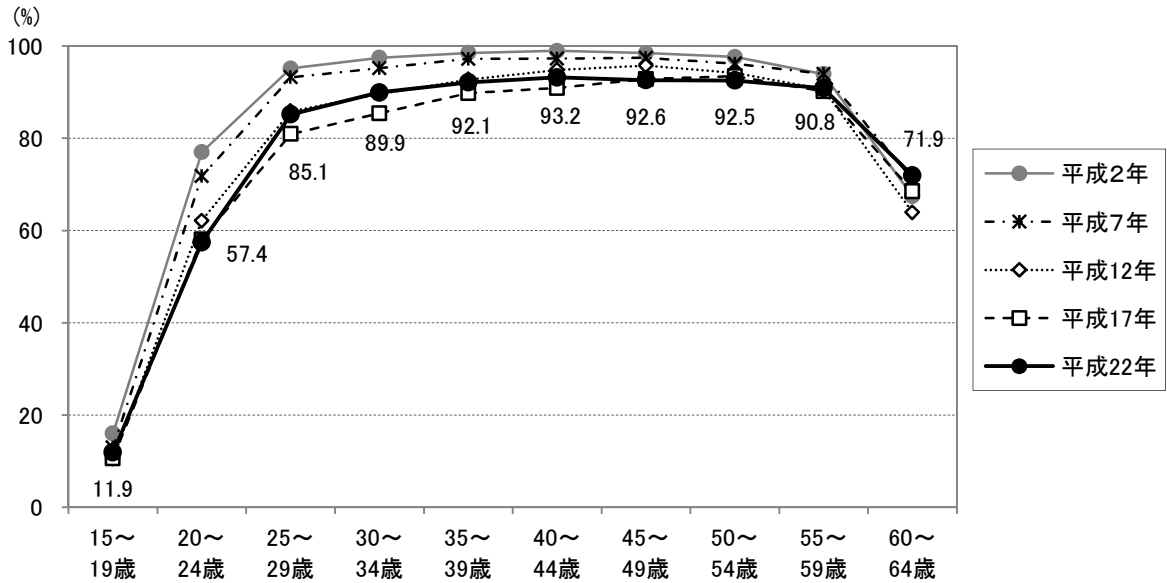
2 守谷市の子育て家庭を取り巻く現状

(1) 就労

① 就業率

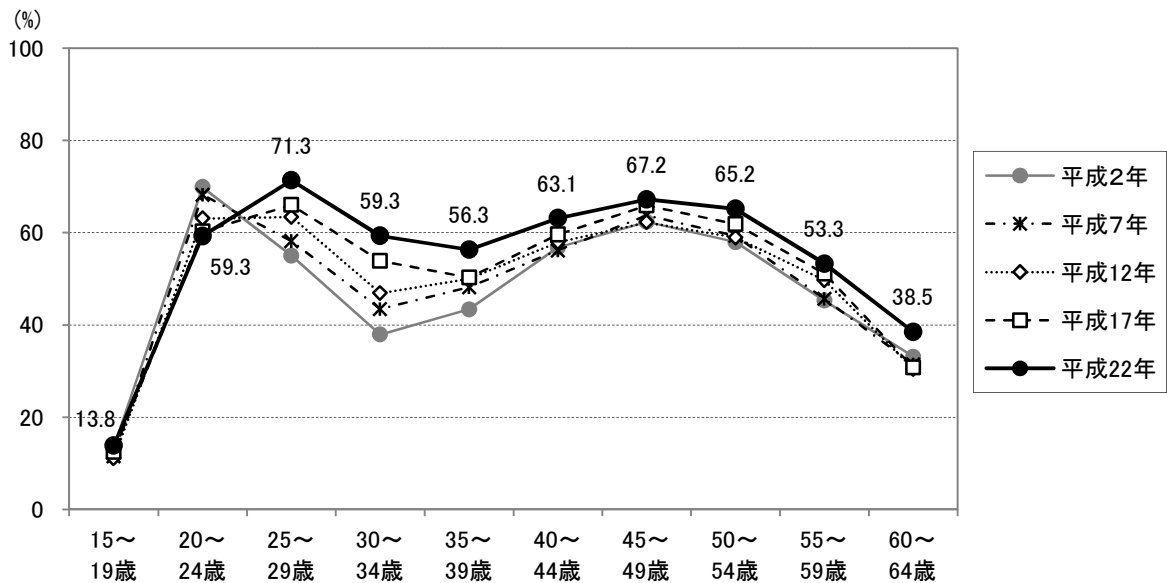
男性の就業率は年ごとに低下していましたが、平成22年は平成17年を上回っています。女性の就業率をみると、30代前後で就業率が下降するいわゆる「M字曲線」は年々差が小さくなっており、平成22年は25歳以上の全年代で過去の就業率を上回っています。

図11 男性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図12 女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 従業上の地位

15歳以上の就業者の従業上の地位をみると、男性は「正規の職員・従業員」が70.4%を占めています。女性は「正規の職員・従業員」は37.4%にとどまり、「パート・アルバイト・その他」が46.0%となっています。

表2 就業者の従業上の地位の割合

(単位：%)

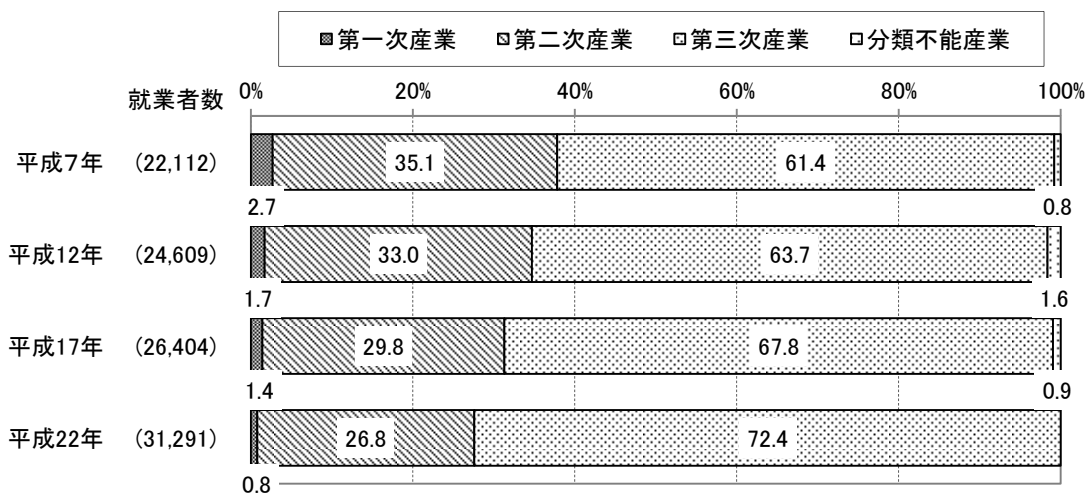
	15歳以上 就業者数 (人)	雇用者			役員	雇人の ある業主	雇人の ない業主	家族 従業者	家庭 内職者	不明
		正規の 職員・ 従業員	労働者 派遣 事業所の 派遣社員	パート・ アルバイト ・その他						
男性	18,910	70.4	1.9	10.1	6.4	2.2	5.2	0.6	0.0	3.3
女性	12,381	37.4	3.9	46.0	2.2	0.5	2.9	3.9	0.2	3.0

資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

③ 産業別就業者割合

産業別就業者割合は、第一次産業及び第二次産業就業者の割合が低下し、第三次産業就業者の割合が高くなっています。

図13 産業別就業者割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 婚姻

①婚姻・離婚

婚姻件数は平成18年以降300件を超え、婚姻率は人口1,000人当たり6件前後と県平均を上回っていましたが、平成22年から下降し、平成24年の婚姻率は1,000人当たり5.1件と県平均とほぼ同率となっています。

離婚件数は過去10年間はいずれも80～120件、離婚率は1,000人当たり1.3～2.0人で推移しており、離婚率は県平均とほぼ同率となっています。

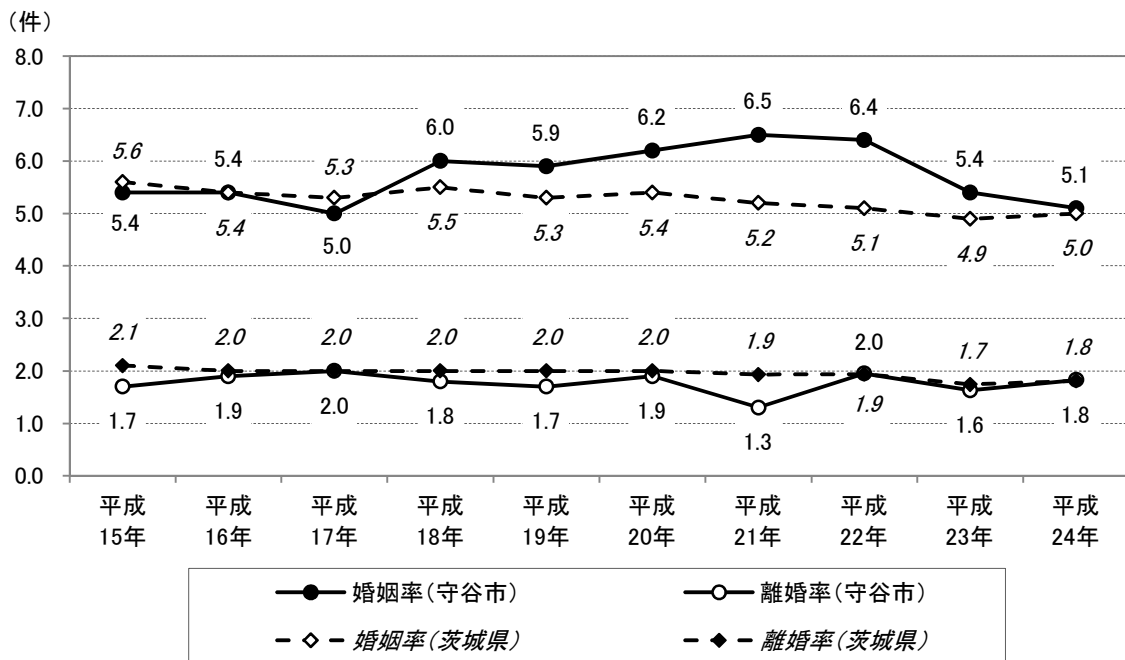
表3 婚姻・離婚件数

(単位：件)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻	281	285	268	330	336	359	392	396	335	317
離婚	86	102	107	101	95	111	80	120	101	114

資料：茨城県人口動態総覧

図14 婚姻率・離婚率の推移（人口1,000人当たりの件数）

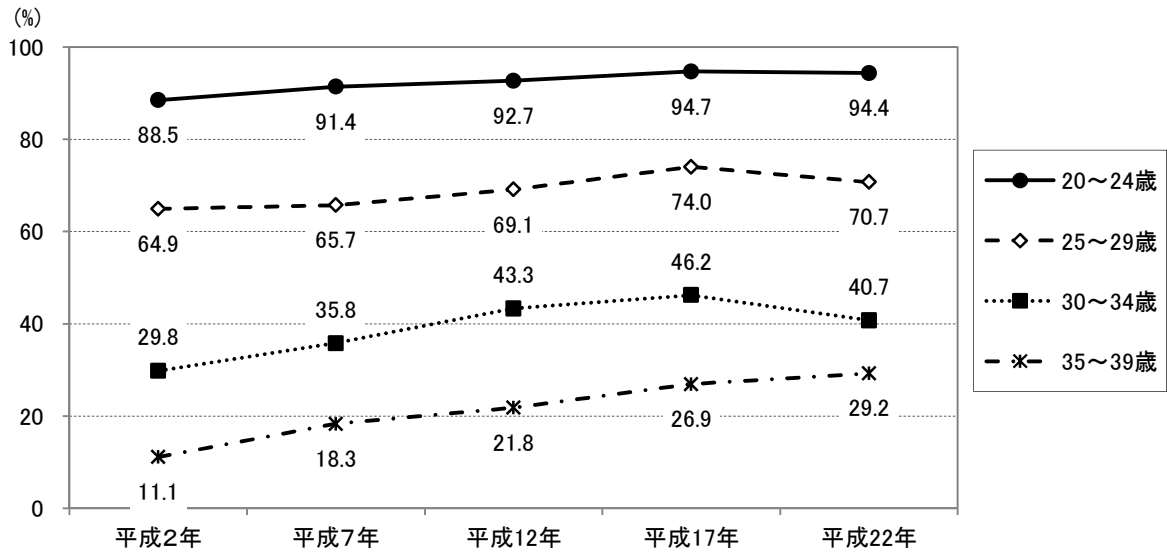


資料：茨城県人口動態総覧

②未婚

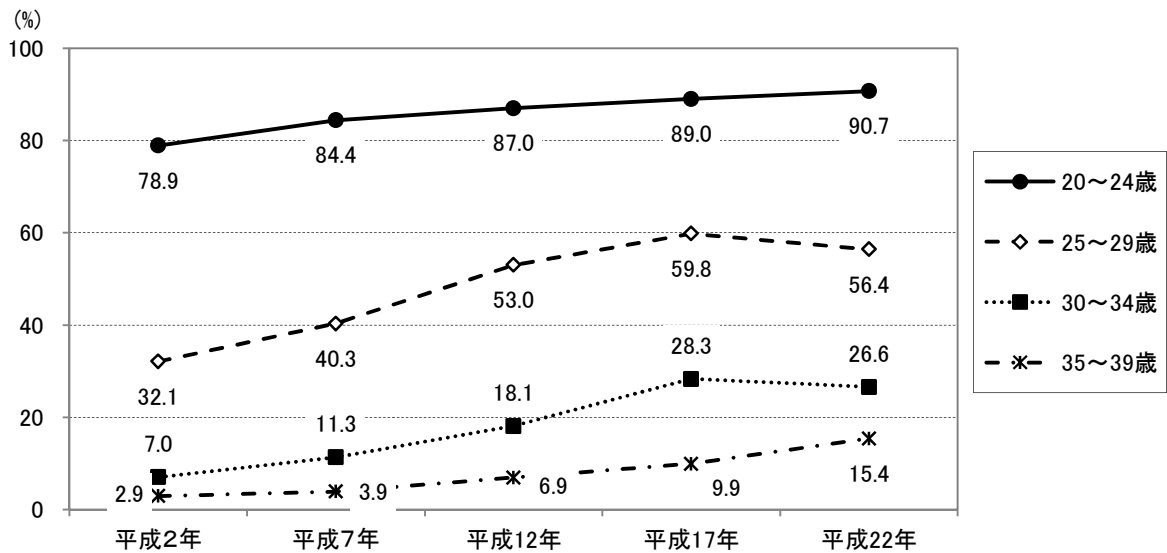
未婚率をみると、平成17年までは男女ともに全年齢で上昇傾向にあり、平成22年は25～29歳と30～34歳で平成17年よりも低くなっていますが、25～29歳女性の56.4%、30～34歳女性の26.6%が未婚となっています。

図15 未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

図16 未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

第2章 子ども・子育て支援事業の現状

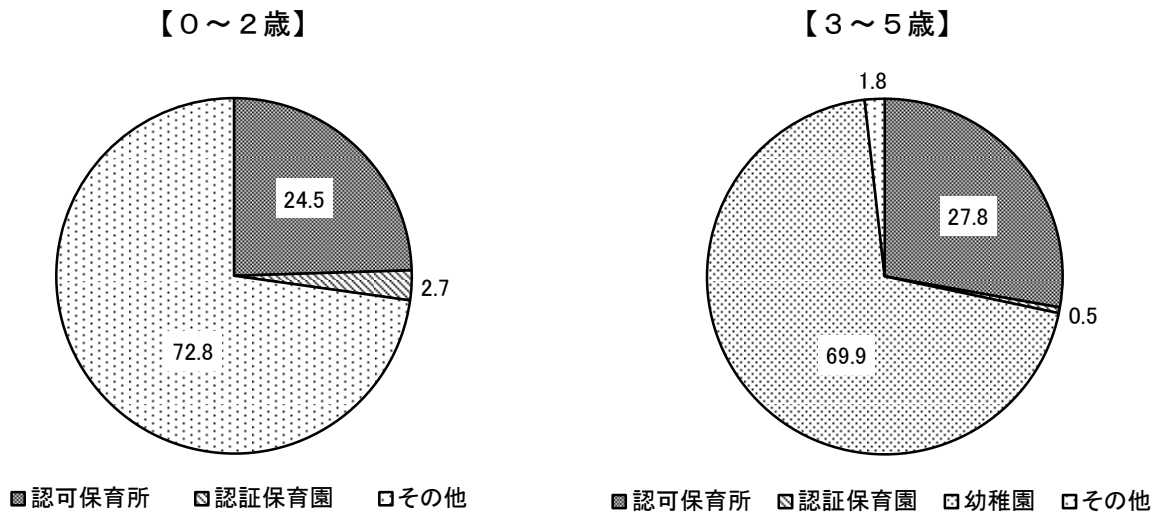
1 教育・保育サービス利用の現状

(1) 就学前児童の状況

市の0～2歳児1,982人のうち、認可保育所に通っているのは486人で、認証保育園に通っているのは54人であり、合計すると540人で27.2%を占めています。残りの1,442人は、一部を除き、ほとんどが在宅で過ごしていると考えられます。

3～5歳児2,123人のうち、認可保育所に通っているのは590人で、認証保育園に通っているのは11人であり、合計すると601人で28.3%を占め、幼稚園に通っているのは1,483人であり、69.9%を占めています。

図17 就学前児童の状況：平成25年

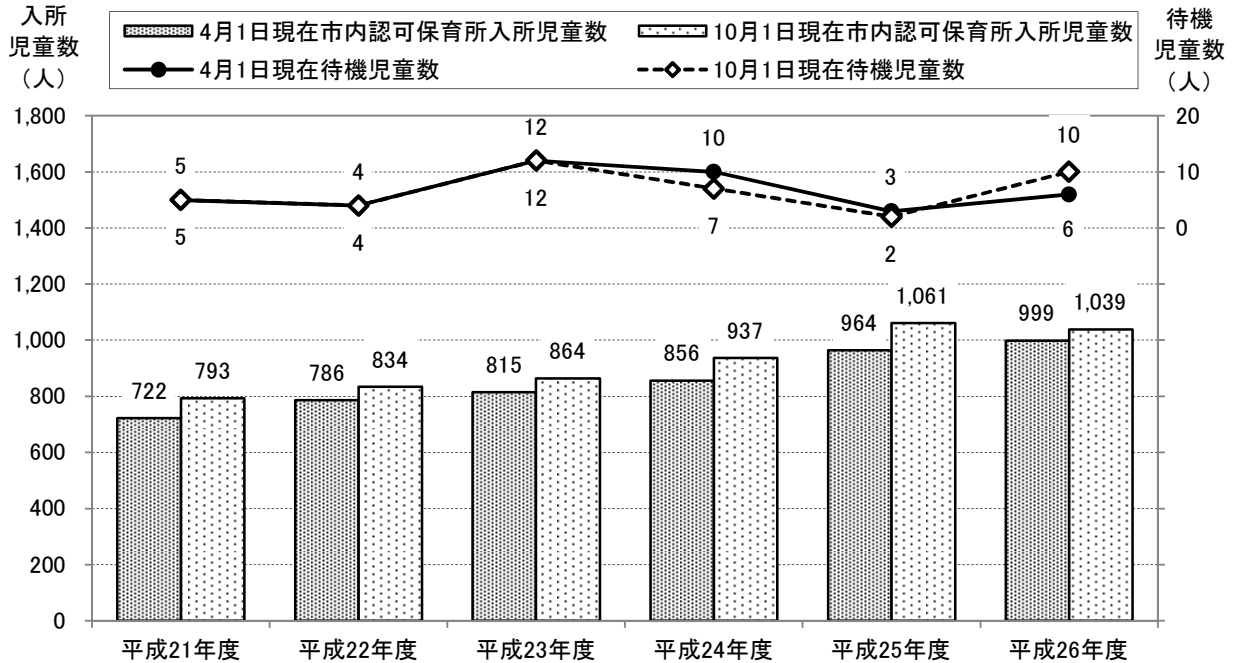


資料：平成25年10月1日現在

(2) 認可保育所

市では、保育所の誘致，弾力的な受入れ，定員増，認証保育制度等による待機児童への対応を図り，入所児童数は増加していますが，待機児童の解消には至っていません。

図18 認可保育所の入所児童数，待機児童数の推移



※待機児童は国基準による人数

表4 認可保育所に入所申込して入れない児童数，認証保育園利用児童数

(単位：人)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
入れない児童数	17	40	73	110	175	218	174	193	95	136	223	301
認証利用児童数	3	10	9	38	31	79	62	85	28	65	101	156

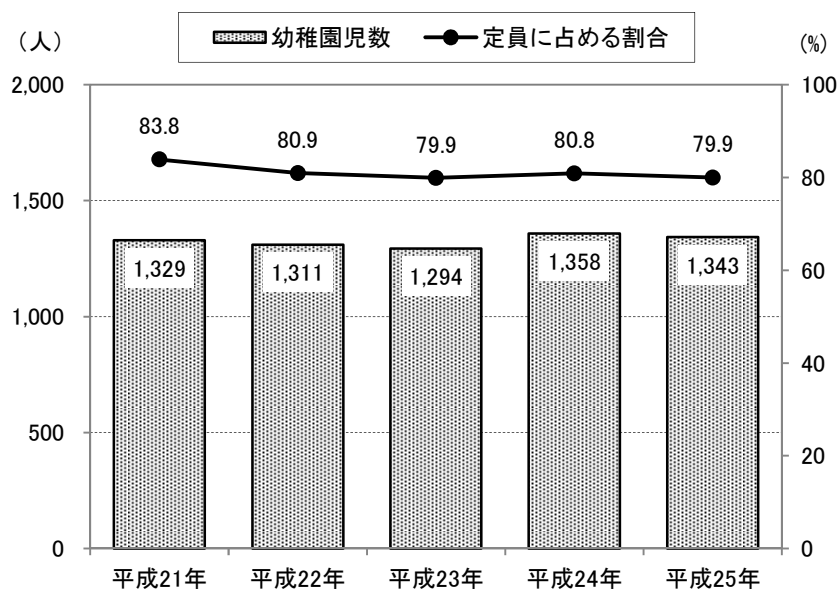
※各年4月1日，10月1日現在

(3) 幼稚園

市内私立幼稚園の幼稚園児数は、平成23年に1,300人を下回りましたが、平成24年は増加し、再び1,300人台となっています。

平成25年5月1日現在の在園児数は1,343人であり、定員1,680人に占める割合は79.9%となっています。

図19 市内私立幼稚園の在園児数と定員に占める割合



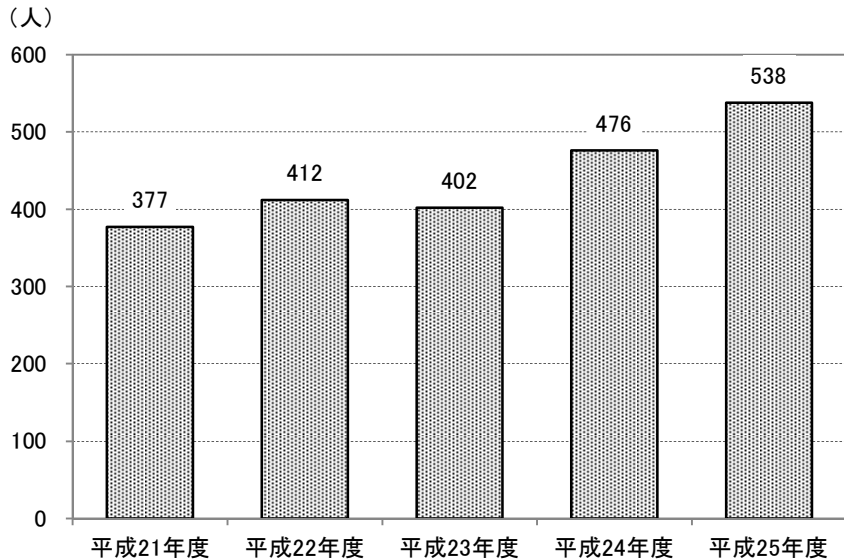
※各年5月1日現在

(4) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの児童数は年々増加しており、平成25年は全体で538人となっています。これまでに待機児童は生じていません。

平成25年は、全体で見れば定員650人に対し、入所児童数は538人で定員を112人下回っていますが、クラブごとに希望者の差があり、定員に対する在園率は最も高い松ヶ丘児童クラブで106%、最も低い大井沢児童クラブで69%となっています。

図20 放課後児童クラブの入所児童数の推移



※待機児童なし

※各年5月1日現在

表5 放課後児童クラブの定員・入所児童数・在園率、待機児童数（平成25年5月1日）

(単位：人)

児童クラブ名	定員	児童数	在園率
守谷小学校児童クラブ	100	87	87%
御所ヶ丘小学校児童クラブ	60	43	72%
松ヶ丘小学校児童クラブ	60	64	106%
郷州小学校児童クラブ	60	49	82%
黒内小学校児童クラブ	80	74	93%
松前台小学校児童クラブ	80	63	79%
高野小学校児童クラブ	60	48	80%
大井沢小学校児童クラブ	120	83	69%
大野小学校児童クラブ	30	27	90%
計	650	538	83%

第3部

守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要

第3部 守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要

第1章 新制度における事業の概要

1 新制度の事業の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

(1) 現行制度の概要

現行制度における各施設の概要は以下の通りです。

施設名称	概要	市における実施状況
認可保育所	保護者の労働や疾病などの事由により保育に欠ける0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。	○
幼稚園	3歳から就学前の子どもに適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。 通常の就園時間の利用幼稚園の預かり保育、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。	○
認定こども園	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。	○
家庭保育室	家庭を基盤とした環境で乳幼児の保育を行っている施設であり、0歳から2歳までの保育を行います。認可外保育施設です。	×
小規模な保育施設	定員20人で0歳から2歳までの保育を行う施設です。	×
保育ママ (家庭的保育)	保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する形態です。	×
認可外保育所 (認証保育制度)	市に住所があり、認可保育所に入所申込みしたが、入所待機となっている児童が認証保育制度の利用ができます。	○

(2) 教育・保育事業の新制度への流れ

新制度では、都市部を中心に保育所待機児童が存在するため、保育の量的拡大・確保に取り組みます。

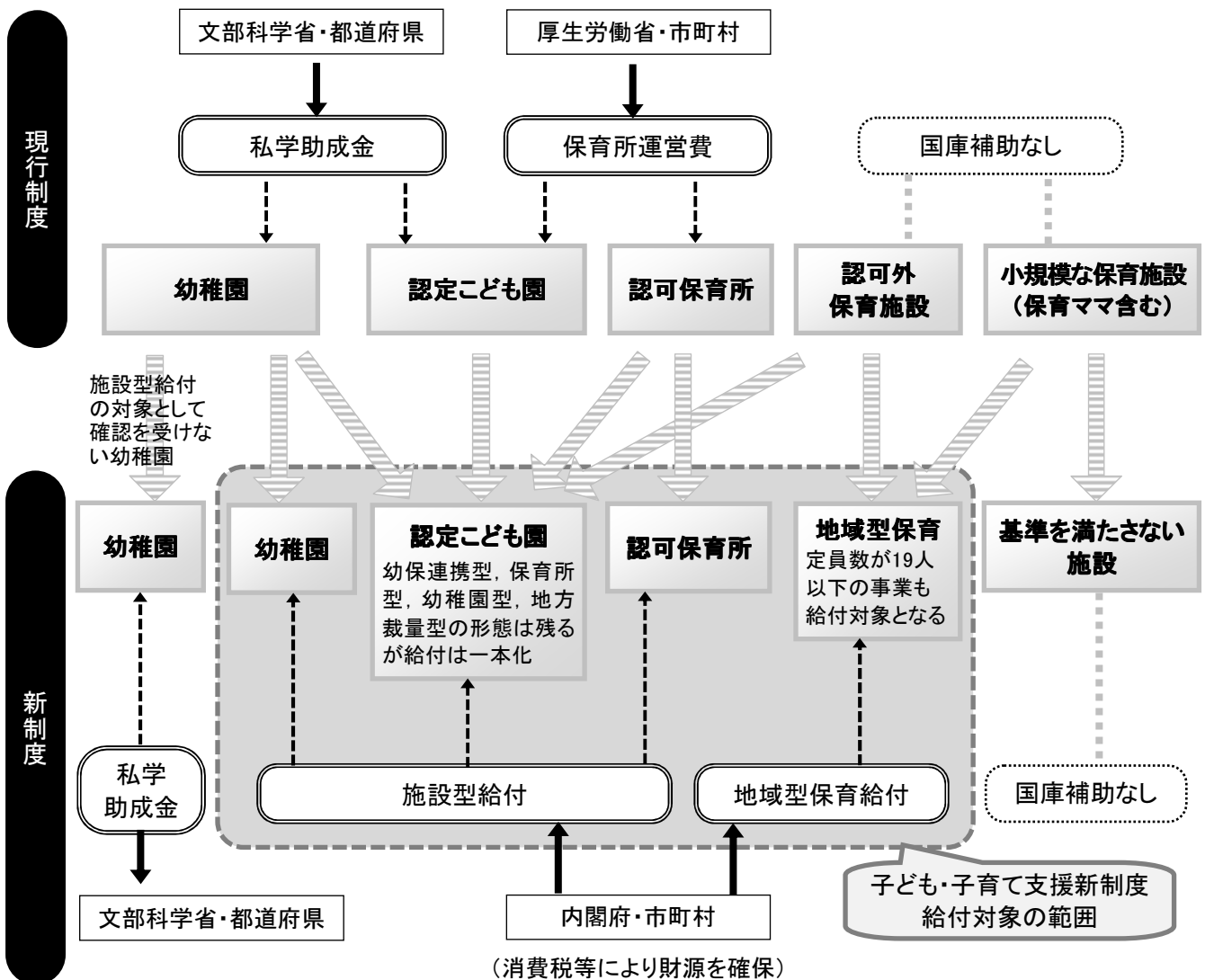
① 幼稚園・認可保育所・認定こども園の新制度への流れ

現行の幼稚園，保育所，認定こども園については，幼稚園が文部科学省管轄，認可保育所が厚生労働省管轄であり，財源も異なっていましたが，新制度では施設型給付として財源が内閣府に一本化されます。

② 認可外保育施設及び小規模な保育等の新制度への流れ

現行の認可外保育施設（家庭保育室）及び小規模な保育等は，これまで国庫補助の対象とされていませんでしたが，新制度で地域型保育事業として基準を満たすと，地域型保育給付対象となり財政支援が新たに行われます。

図21 新制度のポイント「保育の量的拡大・確保」



(3) 新制度の全体像

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

① 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

◆ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

1 小規模保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。

2 家庭的保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者*の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。

3 事業所内保育事業

事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。

4 居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者*による保育を行う事業です。

*家庭的保育者……市が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として市が適当と認めるもの。

図22 地域型保育事業の構成

認可 定員	19人以下	小規模保育 事業主体:市町村, 民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体:市町村, 民間事業者等	事業所内保育 事業主体: 事業主等
	6人以上 5人以下 1人以上	家庭的保育 事業主体:市町村, 民間事業者等		
保育の 実施場所等		保育者の居宅その他の場所, 施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図23 新制度の事業の全体像

子どもための教育・保育給付	
給付 費	認定こども園 幼稚園 保育所 = 施設型給付 の対象
	小規模保育事業者 家庭的保育事業者 居宅訪問型保育事業者 事業所内保育事業者 = 地域型保育 給付の対象
(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)	

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定	
交付 金	①利用者支援
	②地域子育て支援拠点事業
	③妊婦健診
	④乳児家庭全戸訪問事業
	⑤養育支援訪問事業その他要支援児童, 要保護児童等の支援に資する事業
	⑥子育て短期支援事業
	⑦ファミリー・サポート・センター事業
⑧一時預かり	
⑨延長保育事業	
⑩病児・病後児保育事業	
⑪放課後児童クラブ	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市の確認を受けたもの

2 保育認定について

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

① 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育事業

② 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア、就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

イ、就労以外の事由

保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が定める事由

(2) 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア、保育標準時間（1日11時間までの保育所利用時間）

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用

1箇月120時間以上（1日7.5時間以上かつ月16日以上）

イ、保育短時間（1日8時間までの保育所利用時間）

主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

下限時間を1箇月64時間以上（1日4時間以上かつ月16日以上）

(3) 優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

図24 保育の必要量の認定

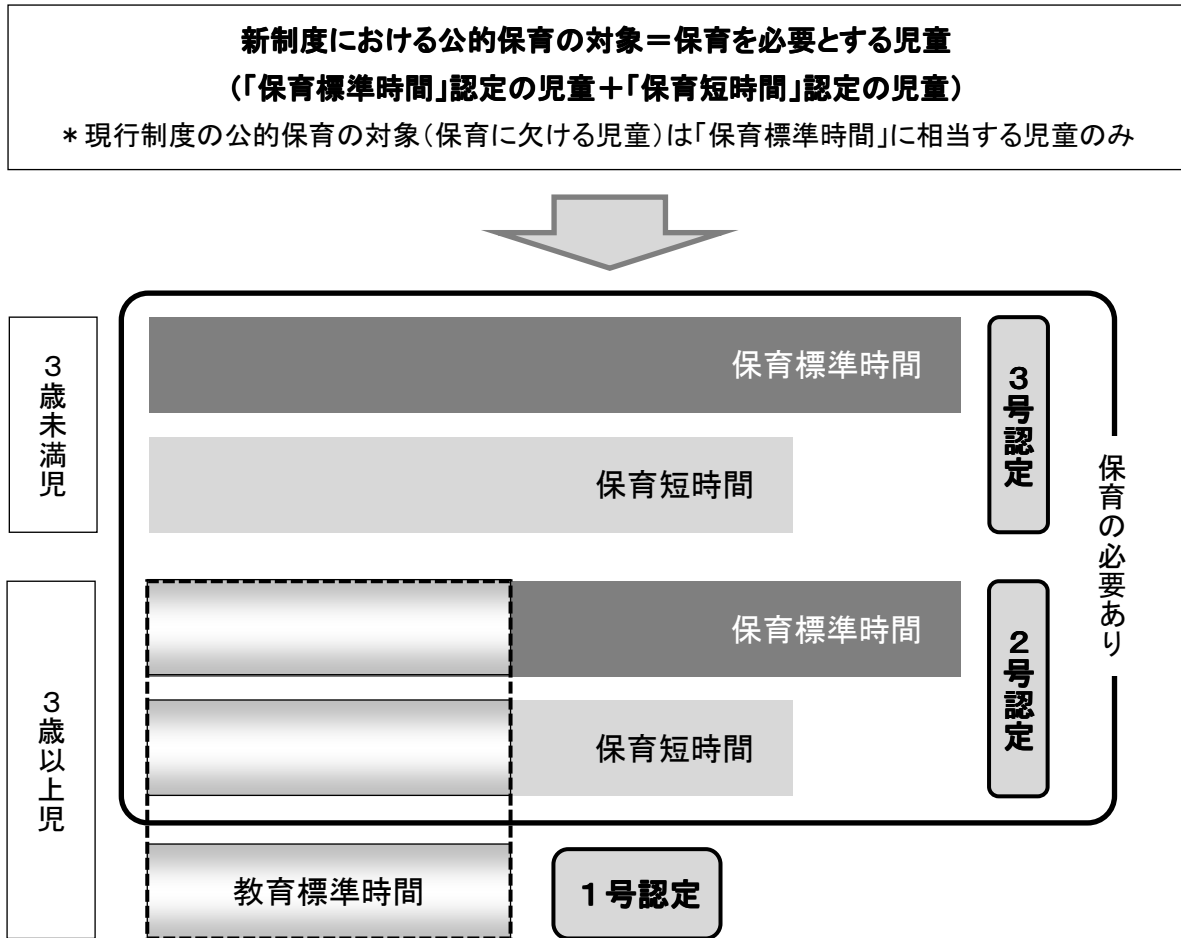
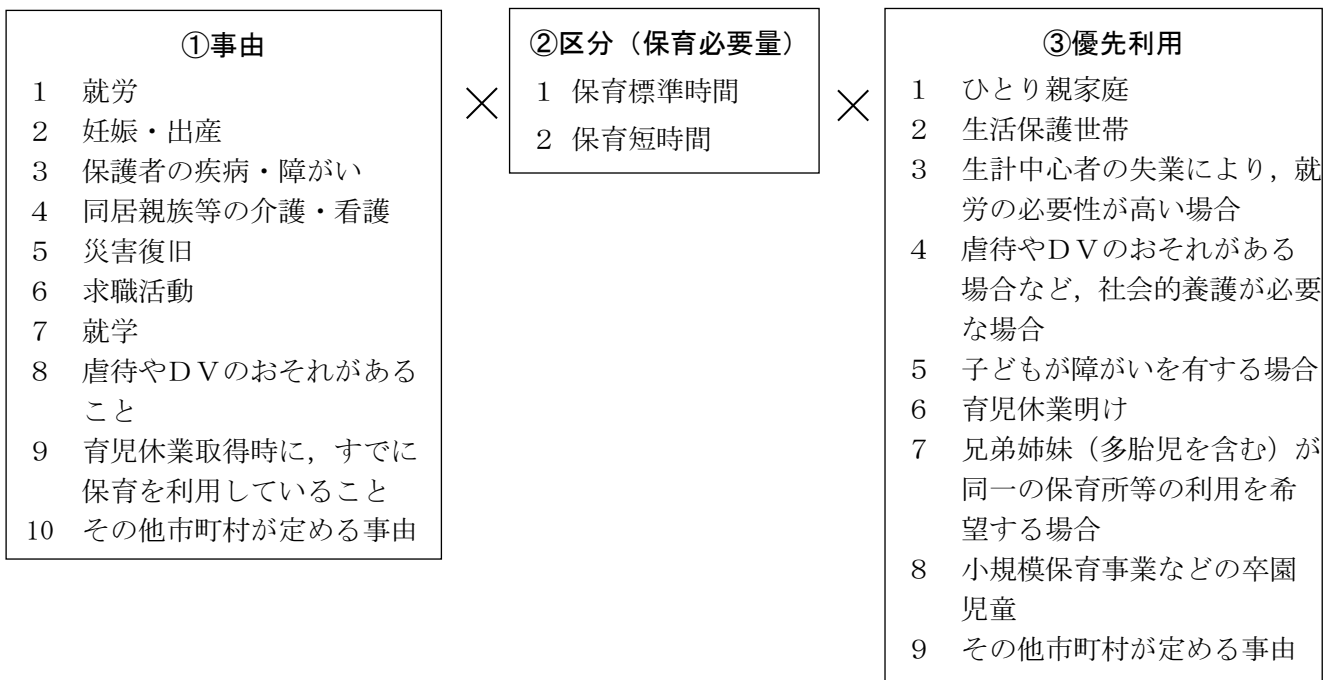


図25 保育の必要性の認定

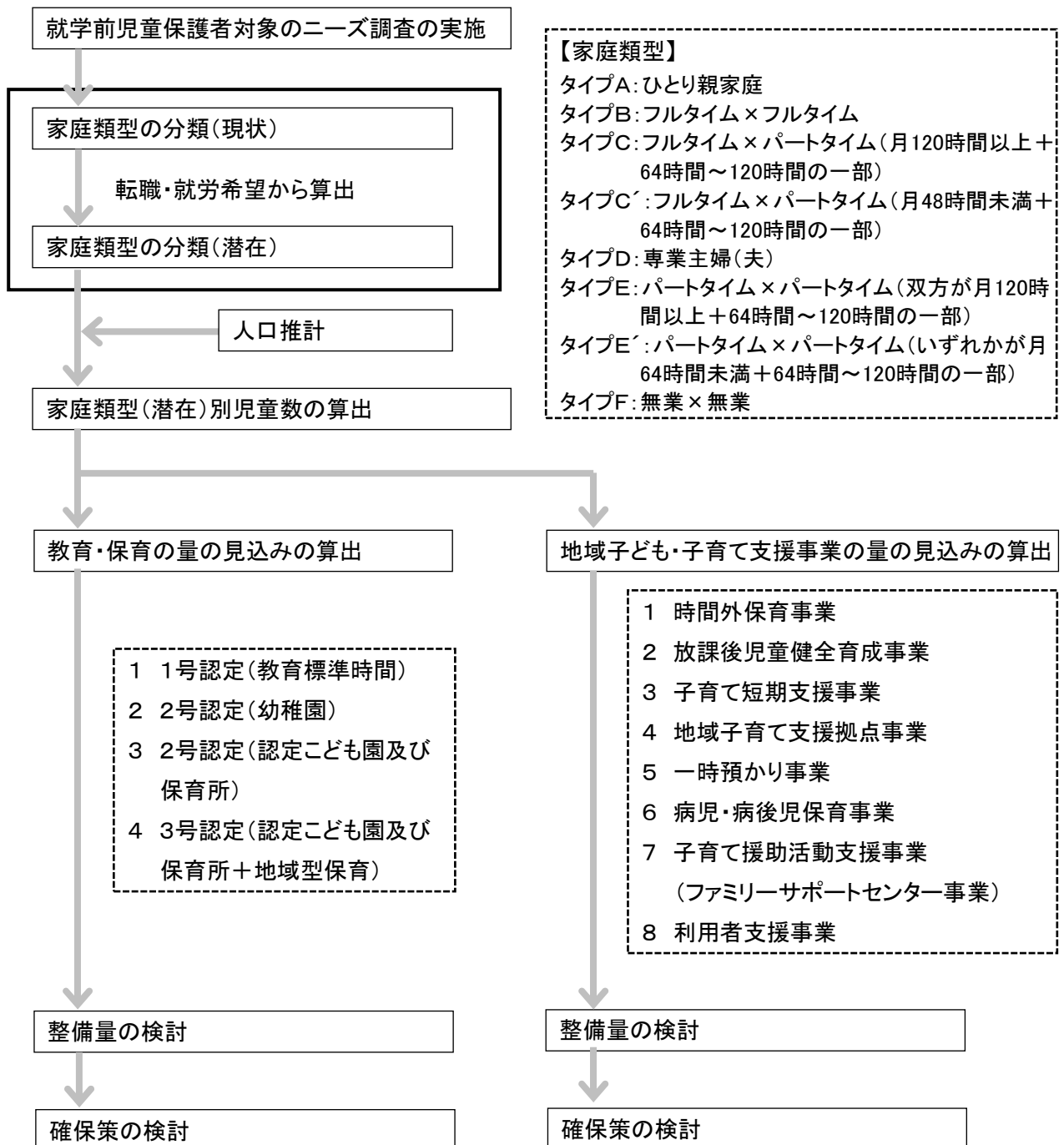


第2章 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計

1 推計の手順

教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量は，就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに，次の手順で推計します。

図26 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



2 家庭類型（現状・潜在）

（1）家庭類型（現状・潜在）の算出

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理します。家庭類型は、就学前児童保護者に実施したニーズ調査の結果から算出しています。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。

就学前児童保護者対象のニーズ調査の両親の就労形態等の項目より現状の家庭類型別割合を算出します。

表6 家庭類型（現状）の割合

タイプA	ひとり親家庭	4.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	27.8%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間~120時間の一部)	10.9%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+64時間~120時間の一部)	10.7%
タイプD	専業主婦(夫)	45.5%
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間~120時間の一部)	0.3%
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間~120時間の一部)	0.1%
タイプF	無業×無業	0.0%

家庭類型（現状）に、就学前保護者対象のニーズ調査の転職希望、1年以内の就労希望等の意向を反映させて家庭類型（潜在）を算出します。

表7 家庭類型（潜在）の割合

タイプA	ひとり親家庭	4.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	30.7%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間~120時間の一部)	11.3%
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+64時間~120時間の一部)	17.0%
タイプD	専業主婦(夫)	36.1%
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間~120時間の一部)	0.1%
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間~120時間の一部)	0.1%
タイプF	無業×無業	0.0%

(2) 家庭類型（潜在）別児童数の算出

平成31年の推計児童数に家庭類型（潜在）の割合を乗じて、家庭類型（潜在）別児童数を算出します。平成31年の0～5歳の家庭類型（潜在）別児童数は次の通りです。

表8 家庭類型（潜在）別児童数＜平成31年＞

	推計児童数		家庭類型 （潜在） 割合		家庭類型 （潜在）別 児童数
タイプA ひとり親家庭	3,855人	×	4.7%	=	181人
タイプB フルタイム×フルタイム		×	30.7%	=	1,183人
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間～120時間の一部)		×	11.3%	=	436人
タイプC [〃] フルタイム×パートタイム (月48時間未満+64時間～120時間の一部)		×	17.0%	=	655人
タイプD 専業主婦（夫）		×	36.1%	=	1,392人
タイプE パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部)		×	0.1%	=	4人
タイプE [〃] パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部)		×	0.1%	=	4人
タイプF 無業×無業		×	0.0%	=	0人

3 施設型給付・地域型保育給付の展開にあたっての考え方

施設型給付・地域型保育給付を展開するにあたって、平成31年度に向けて次の3つの参酌標準を設定します。

(1) 教育・保育事業を利用する割合

0～5歳の人口における教育・保育事業を利用する割合について、現状では64.6%ですが、平成31年度には69.6%とします。

表9 教育・保育事業利用者の人数

(単位：人，%)

	0～5歳の人口	教育・保育事業利用者	0～5歳の人口に占める割合
平成25年度	4,121	2,664	64.6
平成31年度	3,855	2,682	69.6

(2) 教育・保育事業利用者の内訳の割合

教育・保育事業を利用する割合の内訳は、平成31年度には、幼稚園23.3%、保育所26.6%、認定こども園15.2%、小規模保育0.9%、認証保育3.5%とします。

表10 教育・保育事業利用者の人数

(単位：人，%)

	施設整備等(予定)	幼稚園	保育所	認定こども園	小規模保育	認証保育	合計
現状※		1,483	1,077			104	2,664
0～5歳の人口に占める割合		36.0	26.1			2.5	64.6
平成27年度	小規模保育1園増 認証保育1園減	964	985	585	18	168	2,720
平成28年度	保育所(60名定員2園)増 小規模保育1園増	929	1,063	615	36	161	2,804
平成29年度		911	1,042	605	36	158	2,752
平成30年度		906	1,036	605	36	149	2,732
平成31年度		900	1,025	586	36	135	2,682
0～5歳の人口に占める割合		23.3	26.6	15.2	0.9	3.5	69.6

※現状の保育事業の利用者数は平成25年度末

4 教育・保育量の見込み

家庭類型（潜在）別児童数に意向率を乗じて教育・保育量の見込を算出します。市内に居住する児童の教育・保育の量の見込みは次の通りです。

※施設型給付の2号・3号の内訳は平成31年度の割合に準じて算出しています。

※1号の市内の提供体制は、現市内幼稚園の定員数

表11 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みの内訳

(単位：人)

		市内に居住する児童			
		市内の施設を利用(③)			
		1号	2号	3号	
平成27年度	必要利用定員総数(①)		1,216	979	732
	提供体制 (②)	施設型給付	525	761	389
		地域型保育給付			18
		認可外(地方単独)		50	118
		確認を受けない幼稚園	691	168	
①-②		0	0	-207	
平成28年度	必要利用定員総数(①)		1,212	870	722
	提供体制 (②)	施設型給付	1,212	870	525
		地域型保育給付			36
		認可外(地方単独)		0	161
		確認を受けない幼稚園	0		
①-②		0	0	0	
平成29年度	必要利用定員総数(①)		1,189	854	709
	提供体制 (②)	施設型給付	1,189	854	515
		地域型保育給付			36
		認可外(地方単独)		0	158
		確認を受けない幼稚園	0		
①-②		0	0	0	
平成30年度	必要利用定員総数(①)		1,185	851	696
	提供体制 (②)	施設型給付	1,185	851	511
		地域型保育給付			36
		認可外(地方単独)		0	149
		確認を受けない幼稚園	0		
①-②		0	0	0	
平成31年度	必要利用定員総数(①)		1,164	836	682
	提供体制 (②)	施設型給付	1,164	836	511
		地域型保育給付			36
		認可外(地方単独)		0	135
		確認を受けない幼稚園	0		
①-②		0	0	0	

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

家族類型（潜在）から意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは次の通りです。

表12 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	実績	見込	推計				
		平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
時間外保育事業(延長保育)	人	858	935	927	910	900	883	
放課後児童 健全育成事業	低学年	人	517	573	611	650	682	712
	高学年	人	82	193	203	212	221	228
放課後子ども教室事業	人月	456	513	564	620	682	750	
子育て短期支援事業	人日	4	6	6	6	6	6	
地域子育て支援拠点事業	人回	10,828	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	
一時預かり 事業	幼稚園の 預かり保育	人日	19,328	18,880	18,817	18,469	18,406	18,075
	一時預かり(ファミサポの未就学児利用含む)	人日	3,500	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
ファミリー・サポート・センター (就学児のみ)	人日	2,573	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
病後児保育事業	人日	92	912	904	888	878	861	
妊婦健診事業	人	7,892	8,862	8,736	8,568	8,428	8,232	
乳児家庭全戸訪問事業	人	686	633	624	612	602	588	
養育支援訪問事業	人	1	2	2	2	2	2	

第4部

施設型・地域型保育給付等事業計画

第4部 施設型・地域型保育給付等事業計画

第1章 施設型給付・地域型保育給付

1 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）

幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	1,483	1,479	1,474	1,446	1,441	1,416
1号認定	1,483	1,216	1,212	1,189	1,185	1,164
2号認定(教育ニーズ)		263	262	257	256	252
市外のこども	179	200	200	200	200	200
②確保方策	1,483	1,479	1,474	1,446	1,441	1,416
認定こども園, 幼稚園	1,483	620	1,474	1,446	1,441	1,416
市内	1,188	370	1,224	1,201	1,196	1,190
市外	295	250	250	245	245	226
確認を受けない幼稚園		859	0	0	0	0
市外のこども	179	200	200	200	200	200
②－①	0	0	0	0	0	0

2 2号認定（保育ニーズ）

- ① 認可保育所を2号及び3号認定あわせて2箇所（各60名定員）整備します。
- ② 市独自の認証保育制度により、必要量を確保していますが、地域型保育へ移行していきます。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	594	716	608	597	595	584
②確保方策	589	716	608	597	595	584
認定こども園, 保育所	580	666	608	597	595	584
認証保育制度	9	50	0	0	0	0
②-①	-5	0	0	0	0	0

3 3号認定

- ① 認可保育所を2号及び3号認定あわせて2箇所（各60名定員）整備します。
- ② 地域型保育事業（小規模保育事業）を2箇所整備します。
- ③ 市独自の認証保育制度により、必要量を確保していますが、地域型保育事業へ移行していきます。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	666	732	722	709	696	682
②確保方策	666	525	722	709	696	682
認定こども園, 保育所	497	389	525	515	511	511
地域型保育事業		18	36	36	36	36
認証保育制度	95	118	161	158	149	135
②-①	-74	-207	0	0	0	0

第5部

地域子ども・子育て支援事業計画

第5部 地域子ども・子育て支援事業計画

第1章 相談支援

1 地域子育て支援拠点事業

「守谷市地域子育て支援センター・夢っ子」, 「まつやま保育園・ねっこ」, 「守谷保育園・エンジェル」の3か所で実施しています。

今後も継続して事業を実施していきます。

【年度別見込量】

(単位：人回)

		平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み		10,828	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900
②確保方策	人回	10,828	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900
	箇所	3	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0	0

第2章 訪問系事業

1 乳児家庭全戸訪問事業

保健センターの保健師または、母子保健推進員が、生後4箇月までの乳児がいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供等や養育環境等の把握を行います。市では、「こんにちは赤ちゃん訪問」という名称で実施しています。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	686	633	624	612	602	588
②確保方策	686	633	624	612	602	588
②-①	0	0	0	0	0	0

2 養育支援訪問事業

現在市では、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を対象に、保護者の育児、家事等の能力を向上させるため、相談や育児・家事支援を行っています。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	1	2	2	2	2	2
②確保方策	1	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0	0

第3章 通所系事業

1 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」を実施しています。

【年度別見込量】

(単位：人日)

		平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み		4	6	6	6	6	6
②確保方策	人日	4	6	6	6	6	6
	箇所	2	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0	0

2 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

日常生活圏域ごとに整備を行い、一時保育事業をを実施しています。

(1) 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【年度別見込量】

(単位：人日)

		平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み	1号認定	19,328	2,997	2,987	2,932	2,922	2,869
	2号認定		15,883	15,830	15,537	15,484	15,206
②確保方策	人日	19,328	18,880	18,817	18,469	18,406	18,075
	箇所	6	6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0	0

(2) 幼稚園以外の一時預かり

【年度別見込量】

(単位：人日)

			平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み			3,500	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
②確保 方策	一時預かり	人日	1,344	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
		箇所	4	4	4	4	4	4
	ファミリー・ サポート・セ ンター	人日	2,156	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
		箇所	1	1	1	1	1	1
②-①			0	0	0	0	0	

3 延長保育事業

現行の延長保育事業は、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業で、市内全保育所で実施しています。

新制度では、保育の必要時間の2区分（保育標準時間・保育短時間）に対応し、整備を行います。

【年度別見込量】

(単位：人)

		平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み		858	935	927	910	900	883
②確保 方策	人	858	935	927	910	900	883
	箇所	11	12	15	15	15	15
②-①		0	0	0	0	0	0

4 病後児保育事業

児童が、病気の回復期にあり、保護者の都合等により家庭における保育や集団保育が困難な状況にあるとき病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

現在は、病後児保育を「すこやかルーム」で実施しています。

病児病後児保育について、利用実績よりもかなり多くのニーズ調査からの量が見込まれています。現状の「すこやかルーム」の定員（3人×300日）で、ニーズは確保されていると考えられますが、利用促進を図るため、市の広報紙・ホームページ等で周知いたします。

【年度別見込量】

(単位：人日)

			平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
①量の見込み			92	912	904	888	878	861
②確保 方策	病後児保 育事業 (すこやか ルーム)	人日	92	900	900	888	878	861
		箇所	1	1	1	1	1	1
②-①			0	-12	-4	0	0	0

5 放課後子ども総合プラン

放課後子ども教室事業（子ども教室）及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を一体的、又は連携して実施する総合的な放課後対策であり、教育委員会が主導して推進する事業です（教育委員会に一元化し、運営委員会及び実行委員会を設置する）。

共通プログラム実施については、子ども教室コーディネーターと児童クラブの支援員が連携してプログラムの内容、活動場所、活動時間及びボランティアの配置等を検討できるよう、毎日ミーティングを行います。なお、市内小学校の余裕教室の確保が困難なため、特別教室の一時利用を促進します。

また、児童クラブの開所時間延長については、地域の実情に応じて検討を行います。

【年度別見込量】

（単位：箇所）

	平成25年度 （実績）	平成27年度 （推計）	平成28年度 （推計）	平成29年度 （推計）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）
①一体型のクラブ数	15	20	20	22	22	22

6 放課後子ども教室事業（子ども教室）

市内小学校在籍の児童を対象に、小学校の施設を活用し、放課後に地域住民との交流や遊び、体験、学びを通して、子どもたちに安全かつ健全な居場所を提供し、自主性や社会性を育む事業です。

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）と一体的、又は連携して事業を行います（体育館、校庭、特別教室等での共通プログラムを、原則として学校休業日を除き毎日実施する）。

また、保護者や子どもの意見の把握も含めた放課後の過ごし方についての検証を行います。

【年度別見込量】

（単位：人月）

		平成25年度 （実績）	平成27年度 （推計）	平成28年度 （推計）	平成29年度 （推計）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）
①量の見込み		456	513	564	620	682	750
②確保方策	人月	456	513	564	620	682	750
	箇所	9	9	9	9	9	9
②－①		0	0	0	0	0	0

7 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

就労などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。平成27年度からは小学校6年生までが事業の対象となるので、高学年児童の活動内容について検討を行い事業の充実を図ります。利用者は年々増加傾向にあるので、民間活用も含めた放課後の居場所づくりの検討を行います。黒内小学校区については、大規模な宅地開発に伴い児童数が大幅に増える見込みであるため、平成29年度に新たに2クラブ開設（平成28年度建設）します。

放課後子ども教室事業（子ども教室）と一体的、又は連携して事業を行います（体育館、校庭、特別教室等での共通プログラムを、原則として学校休業日等を除き毎日実施する）。

また、保護者や子どもの意見の把握も含めた放課後の過ごし方についての検証を行います。

【年度別見込量】

（単位：人）

		平成25年度 （実績）	平成27年度 （推計）	平成28年度 （推計）	平成29年度 （推計）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）
①量の見込み		599	766	814	862	903	940
	小学1～3年	517	573	611	650	682	712
	小学4～6年	82	193	203	212	221	228
②確保 方策	人	650	790	815	870	905	940
	箇所	15	20	20	22	22	22
②－①		51	24	1	8	2	0

第4章 その他の事業

1 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

市が設置するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者（依頼会員）と、育児の援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや送迎などを実施しています。

協力会員の拡大を目指すとともに、さまざまな預かりに対応するため、研修の充実による協力会員個人のスキル向上を目指します。

【年度別見込量】

（単位：人日）

		平成25年度 （実績）	平成27年度 （推計）	平成28年度 （推計）	平成29年度 （推計）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）
①量の見込み		2,573	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
②確保方策	人日	2,573	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	箇所	1	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0	0

2 妊婦一般健康診査事業

母子健康手帳発行時に「妊婦一般健康診査受診票」を発行し、健診費用の助成を行っています（14回まで）。

茨城県内医療機関及び市と契約している県外医療機関で助成を受けることができます。

【年度別見込量】

（単位：人）

		平成25年度 （実績）	平成27年度 （推計）	平成28年度 （推計）	平成29年度 （推計）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）
①量の見込み		7,892	8,862	8,736	8,568	8,428	8,232
②確保方策		7,892	8,862	8,736	8,568	8,428	8,232
②－①		0	0	0	0	0	0

第6部

計画の推進体制

第6部 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進にあたっては，保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため，必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため，市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに，保育所（園），幼稚園，認定こども園など子ども・子育て支援事業者，学校，市民やNPO，地域団体などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 計画の進行管理

本計画の推進については，実効性を高めるため，毎年度，「守谷市保健福祉審議会」にて計画の進行管理を行うとともに，計画に基づく施策の進捗状況を確認・評価していきます。

その検証に基づき必要に応じ改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。

付属資料

付属資料

1 守谷市保健福祉審議会委員名簿

平成26年12月1日現在

番号	区 分	氏 名	摘 要
1	保健団体代表	入江 和枝	母子保健推進員会会長
2	保健団体代表	澤田 由加利	食生活改善推進員協議会会長
3	福祉団体代表	長津 厚子	障害児父母の会会長
4	福祉団体代表	青木 雅明	NPO法人なごみ理事
5	福祉団体代表	豊島 清	老人クラブ連合会副会長
6	福祉団体代表	金高 尚文	ボランティア協会会長
7	福祉団体代表	坂 一利	社会福祉協議会副会長
8	市民生委員児童委員協議会代表	村田 昌	南地区民生委員児童委員協議会会長
9	福祉施設代表	櫻井 信二	特別養護老人ホーム峰林荘 施設長
10	福祉施設代表	堀越 一也	障害者支援施設さくら荘 主任支援員
11	福祉施設代表	諸岡 久子	つくば国際百合ヶ丘保育園園長
12	私立幼稚園連合会代表	谷田貝 敬子	守谷わかば幼稚園副園長
13	P T A連絡協議会代表	萩谷 直美	P T A連絡協議会会長
14	子育て支援団体代表	関根 悦子	ひよっ子クラブ
15	学識経験者	土江 敏明	医師
16	学識経験者	城賀本 満登	総合守谷第一病院院長
17	学識経験者	岩木 孝子	看護師（守谷慶友病院）
18	学識経験者	柳 久子	筑波大学准教授
19	学識経験者	町田 香	守谷市中学校経営研修会会長 （守谷中学校長）
20	市の住民	松田 安弘	一般公募
21	市の住民	遠藤 利江	一般公募
22	市の住民	長峰 益彦	一般公募
23	市議会代表	高橋 典久	文教福祉常任委員長
24	行政機関代表	軍司 政博	県南県民センター地域福祉室長
25	行政機関代表	茂手木 甲壽夫	竜ヶ崎保健所所長

2 守谷市保健福祉審議会子ども・子育て部会委員名簿

平成26年12月1日現在

番号	区 分	氏 名	摘 要
1	福祉団体代表	長津 厚子	障害児父母の会会長
2	市民生委員児童委員協議会代表	村田 昌	守谷市南地区民生委員児童委員協議会会長
3	福祉施設代表	諸岡 久子	つくば国際百合ヶ丘保育園園長
4	私立幼稚園連合会代表	谷田貝 敬子	守谷わかば幼稚園副園長
5	P T A連絡協議会代表	萩谷 直美	P T A連絡協議会会長
6	子育て支援団体代表	関根 悦子	ひよっ子クラブ
7	学識経験者	土江 敏明	医師
8	学識経験者	柳 久子	筑波大学准教授
9	学識経験者	町田 香	守谷市中学校運営研修会会長 (守谷中学校長)

3 守谷市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	会議名	事項
平成25年9月26日	審議会	保健福祉審議会組織変更・部会設置
平成25年10月24日	部会	ニーズ調査票（案）について
平成25年11月21日	審議会	ニーズ調査票（案）について
平成25年12月16日		ニーズ調査票配布・発送 2,000人対象
平成26年1月24日		ニーズ調査票回収 1,006人
平成26年3月27日	審議会	ニーズ調査集計状況報告
平成26年5月15日	審議会	ニーズ調査報告
平成26年6月26日	部会	量の見込みについて
平成26年7月10日	審議会	量の見込みについて
平成26年8月21日	部会	事業計画について ・量の見込みの補正について ・確保方策について
平成26年9月1日	審議会	事業計画について ・量の見込みの補正について ・確保方策について
平成26年10月23日	部会	事業計画（素案）について
平成26年11月13日	審議会	事業計画（素案）について
平成26年11月25日	審議会	民間保育所設置について諮問・答申
平成27年1月6日	庁議	事業計画（案）について
平成27年1月15日	審議会	事業計画（案）について
平成27年1月16日から 平成27年2月15日まで		守谷市ホームページ，公共機関にてパブリック コメント意見募集
平成27年3月5日	部会	事業計画（案）のパブリックコメント意見に対す る市の考え方について
平成27年3月26日	審議会	事業計画諮問・答申
平成27年3月27日	庁議	事業計画決定

4 守谷市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

守谷市では、国の政策による、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施することとされています（平成27年度から実施予定）。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

(2) 調査の実施状況

①回答者

守谷市在住の就学前児童の保護者、小学生の保護者

調査対象	対象者数	抽出方法	調査方法
市内在住の就学前児童をもつ保護者	1,496件	住民基本台帳から該当年齢の子どもを無作為抽出	幼稚園・保育園在園児は各園から配布，それ以外は郵送回収は郵送または市内各所の回収先に提出
市内在住の小学生児童をもつ保護者	504件	学年別抽出	郵送配布，回収は郵送または市内各所の回収先に提出

②調査期間

調査期間：平成25年12月16日（月）～平成26年1月24日（金）

(3) 回収結果

	発送数	回収数	回収率
総数	2,000	1,006件	50.3%
有効回収計		994件	49.7%
就学前児童	1,496	801件	53.5%
小学生児童	504	193件	38.3%
年齢不明		12件	0.1%

5 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

平成25年8月6日に内閣府子ども・子育て新制度施行準備室より事務連絡にて基本方針の概ねの案が示されました。この基本方針は、法第60条第1項に基づき内閣総理大臣が定めるものです。

基本指針とは

- 子ども・子育て支援の意義、制度に関する基本的事項、地方自治体の事業計画の作成に関する事項、関連施策との連携等を定めたものです。
- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を策定します。
- 基本指針を定め、または変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっています。

基本方針の記載内容は次のとおりです。

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
- 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
- 六 その他

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

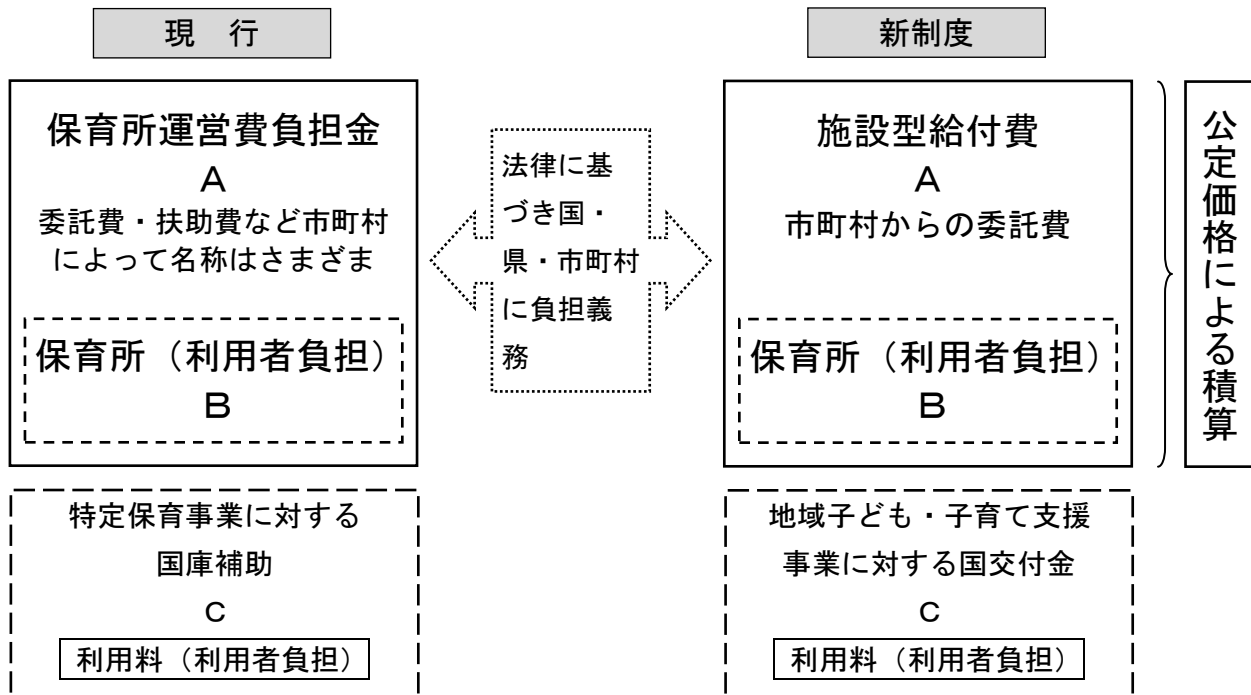
第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

6 保育料（利用者負担額）の構造

（1）新制度における公費のしくみ

新制度では、保育所への公費の名称は変わりますが、大枠のしくみはこれまでと変わりません。

図27 新制度における公費のしくみの変更イメージ（保育所）



- | | | |
|--|---|--|
| <p>A 保育所運営費負担金
保育単価
年齢別×施設規模別×地域別</p> | → | <p>施設型給付費
公定価格
年齢別×施設規模別×地域別×認定区分別</p> |
| ※いずれも法定の義務的経費（国・県・市町村は必要額を確保する義務） | | |
| <p>B 保育料（利用者負担）
年齢別×所得階層別</p> | → | <p>保育料（利用者負担）
年齢別×所得階層別×認定区分別</p> |
| ※これまでと同様、国の基準に基づいて市町村が保育料の金額を決定します。 | | |
| <p>C 延長保育事業や休日保育事業に対する国庫補助事業（保育対策等促進事業）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「地域子ども・子育て支援事業」（延長保育事業等含む）に対する国交付金事業</p> | | |

(2) 施設型給付の算定方法

施設型給付は以下の式で算定されます。

$$\boxed{\text{公定価格}} - \text{保育料} = \boxed{\text{施設型給付費}}$$

施設型給付費（市町村から）、保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から入学時納付金・入学検定料・教材費等の納入を受け、園の収入とすることができます。

◆公定価格

教育・保育に通常要する費用の額を勘案し、内閣総理大臣が定める基準により算定

【想定される単価設定の考え方】

- 施設規模別：施設規模が大きいほど低い設定 ← スケールメリットを反映
- 地域別：園の所在地による。都市部ほど高い設定 ← 物価水準を反映
- 児童の年齢別：年齢が低いほど高い設定 ← 人員配置の手厚さを反映
- 認定区分別：1号より2号，2号より3号が高くなる設定 ← 時間の長さを反映
(幼稚園については1号認定の子どものみ)
- 加算等：現時点では不明

◆保育料（利用者負担）

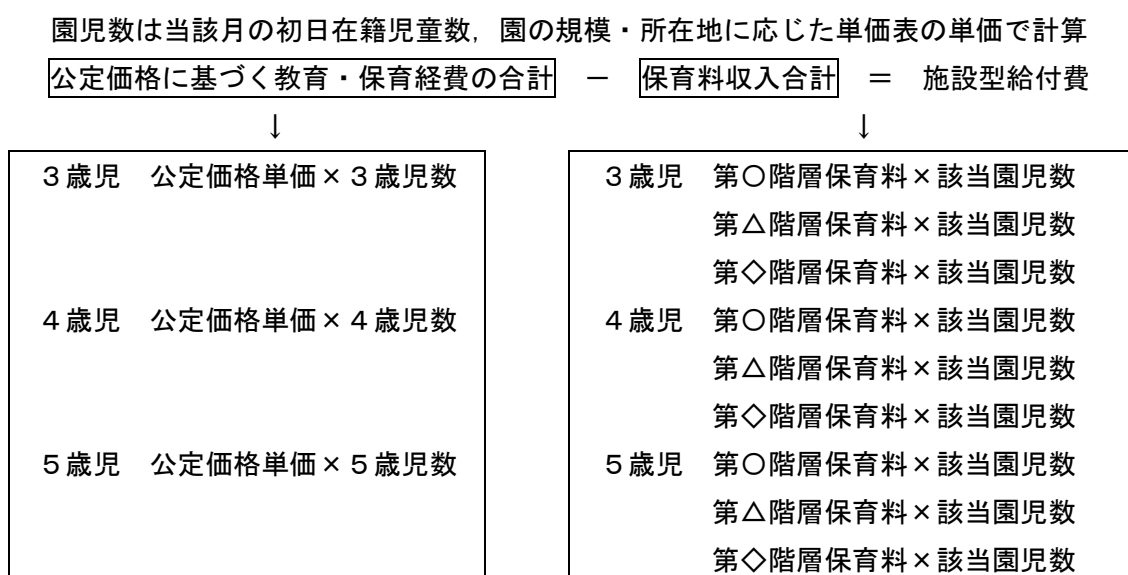
利用者の所得（市町村民税を基準）に応じて利用者の居住地の市町村が定める保育料

- 保護者の所得，在住市町村によって保育料が異なります。
- 保育料は現在と同様，利用者が直接，園に納めます。

◆施設型給付費

- 利用者の在住市町村に請求し，在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

図28 施設型給付費の算定イメージ（施設型給付対象の幼稚園の場合）



7 用語集

か 行

◆「確認」制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(子ども・子育て支援法(以下、法という。)第31条)

※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。

◆家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)

◆居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

◆子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)

さ 行

◆事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

◆施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

◆児童厚生施設

児童遊園，児童館等児童に健全な遊びを与えて，その健康を増進し，又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。（児童福祉法第四十条）

◆市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい，新制度の実施主体として，特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）

◆市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。計画の策定等に関し，子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くために設置し，事業計画の策定の他，計画の推進及び進行管理に関する事等を協議事項としている。本市では，既に保育福祉行政に関する事項を審議する機関として「守谷市保健福祉審議会」があることから，この審議会を「審議会その他合議制の機関」とした。

◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし，利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）

た 行

◆地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

◆地域型保育事業

小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）

◆地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業，一時預かり，乳児家庭全戸訪問事業，延長保育事業，病児・病後児保育事業，放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）

◆特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い，施設型給付を受けず，私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）

◆特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29, 43条)

な 行

◆ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念。

は 行

◆保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)

【参考】認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

や 行

◆幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

わ 行

◆ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

守谷市子ども・子育て支援事業計画

発 行 平成27年3月

茨城県守谷市

企画・編集 守谷市役所 児童福祉課

〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1

TEL (0297) 45-1111 (代表)

FAX (0297) 45-6527

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>